

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年12月16日

案件名	情報システム標準化について					
所管	市長公室	局 区	部 DX推進	課 担当者	内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度末までに国が作成する標準仕様書に準拠した情報システムを利用することが義務付けられたことを受け、本事業に要する経費や職員工数など踏まえた本市の対応方針を決定する。				
	効果測定指標				施策番号	
	事業効果 年度目標	R4	R5	R6		
		・情報システム標準化のフィットアンドギャップに係るDX推進評価(12月) ・情報システム標準化のコンサル委託業務に係るDX推進評価(12月)	・フィットアンドギャップの実施(4月～) ・コンサル委託業務事業者の決定(7月) ・システム調達に係るDX推進評価(夏以降)および事業者の決定	・システム構築		

審議事項 (庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)	情報システム標準化の今後の方針について ・システム調達の方針 ・コンサル業務委託の実施(R5からR7の債務負担行為) ・実施スケジュール等
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事案概要	
令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度末までに国が作成する標準仕様書に準拠した情報システムを利用することが義務付けられ、今夏には対象事業の標準仕様書が出揃うとともに、10/7には「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が閣議決定された。 本市においてもシステム標準化の方針を決めて進めていかなければならないが、H26からH31にかけて実施したシステム最適化の実績や国、他自治体、事業者の動向などを総合的に勘案し、相模原市の方針について決めるもの。	

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール						
	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施内容	移行計画策定	F&G				
	コンサル事業者プロポーザル	業者選定	契約・詳細スケジュール調整	システム構築	データ移行	運用
				条例・規則改正		
	国の動向を踏まえるとともに、システム更新等のタイミングで、クラウド利					

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(総務費)		別添資料のとおり							
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源									
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額									
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要 ①. 既存の事業を縮小・廃止 ②. 既存事業の終了 ③. 単年度事業
④. その他(イニシャルコストについて、本市の補助金額は約9.3億円となっているが、国の動向に未確定な内容が多いため、一財の持ち出しの可能性がある。)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A		6			R 8.9まで6名専任体制継続		
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	6	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
		パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
R3年度関係課長打合せ会議 1	・自治体業務標準化の最新状況、情報システム標準化に向けた本市の現状及び今後の取組などについて調整
R4年度第1回情報システム標準化推進会議 2	システムの標準化・共通化の概要、市の考え方、今年度の各所管課の作業負荷などについて調整
R4年度第2回情報システム標準化推進会議 2	・国の基本方針やベンダーの動向を踏まえた今後の取組などについて調整 ・各業務における移行パターンの方針意見を伺う

備考	1:政策課、総務法制課、人事・給与課、財政課、税制課、債権対策課、納税課、市民税課、資産税課、緊急対策課、区政推進課、人権・男女共同参画課、高齢・障害者支援課、精神保健福祉課、介護保険課、中央高齢・障害者相談課、生活福祉課、中央生活支援課、保険企画課、疾病対策課、健康増進課、こども・若者支援課、保育課、こども家庭課、子育て給付課、公園課、相模台収集事務所、市営住宅課、下水道料金課、会計課、学務課、市選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、指令課、DX推進課
	2:政策課、人事・給与課、財政課、税制・債権対策課、市民税課、資産税課、区政推進課、高齢・障害者支援課、介護保険課、中央生活支援課、保険企画課、疾病対策課、健康増進課、保育課、こども家庭課、子育て給付課、学務課、選挙管理委員会事務局、DX推進課

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (12/9)</p>	<p>【審議事項について】 総務法制課長：システムの移行パターンが2パターン示されたが、Bとする理由と、移行方式のメリット・デメリットの表記が整合性が取れていない。 表現を修正する。</p> <p>【Bパターンのデメリットについて】 財政課長：デメリット欄に「現行事業者に不満がある場合でも継続してシステムを使用する必要がある」となっているが、具体的にはどのような事例があるのか。 保育課から、現行システムが使いにくいと聞いている。ただし、保育課のシステムは単年度の契約で違約金なども発生しないため、この機会に新規導入する可能性もある。</p> <p>【事業費について】 総務法制課長：システムの移行パターンA、Bについて、それぞれ想定される費用を明示すること。 移行パターンA、Bそれぞれの費用について明示する。</p> <p>【人工について】 人事・給与課長：標準化されることによって、職員数は減員できるのか。 標準化している都市の状況を聞く限り、あまり減員にはならない様子である。ただし、次の開発に必要な人工は少なくなる見込みである。</p>
----------------------------------	--

情報システム標準化について

DX推進課

2022/12/16

1 地方公共団体の情報システムの標準化について

現在、住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム（基幹系情報システム）は、事務の処理の大半が法令で定められているが、地方公共団体が利便性の観点から個別に機能のカスタマイズ等を行っている。

その結果、「維持管理や制度改正時の改修等において、地方公共団体は個別対応を余儀なくされ、負担が大きい」「情報システムの差異の調整が負担となり、クラウドによる共同利用が円滑に進まない」「住民サービスを向上させる最適な取組を、迅速に全国へ普及させることが難しい」等の課題が生じている。



こうした課題を解決するため、国がシステムの標準化の検討を進めてきた結果、地方公共団体は、基幹20業務の情報システムについて、令和7年度内に標準仕様に適合させることを義務付けられた。

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立（R3年9月1日施行）

2 対象20業務

標準準拠システム名	現行基幹システム名	現行基幹システム所管課
住民記録システム (印鑑登録含む)	住民記録システム	区政推進課
選挙人名簿管理システム		市選挙管理委員会事務局
固定資産税システム	課税システム	資産税課
個人住民税システム		市民税課
法人住民税システム		
軽自動車税システム		
介護保険システム	保険年金システム	介護保険課
国民年金システム		保険企画課
国民健康保険システム		
後期高齢者医療システム		
健康管理システム	保健システム	疾病対策課・健康増進課・こども家庭課
障害者福祉システム	福祉システム	高齢・障害者支援課・精神保健福祉課
児童手当システム		子育て給付課
児童扶養手当システム		
生活保護システム	生活保護システム	中央生活支援課
就学システム	就学支援システム	学務課
子ども子育て支援システム	保育システム	保育課

3 本市のこれまでの取組 -情報システム標準化事業推進体制-

情報システム標準化事業
最高責任者
(CIO(情報最高責任者))

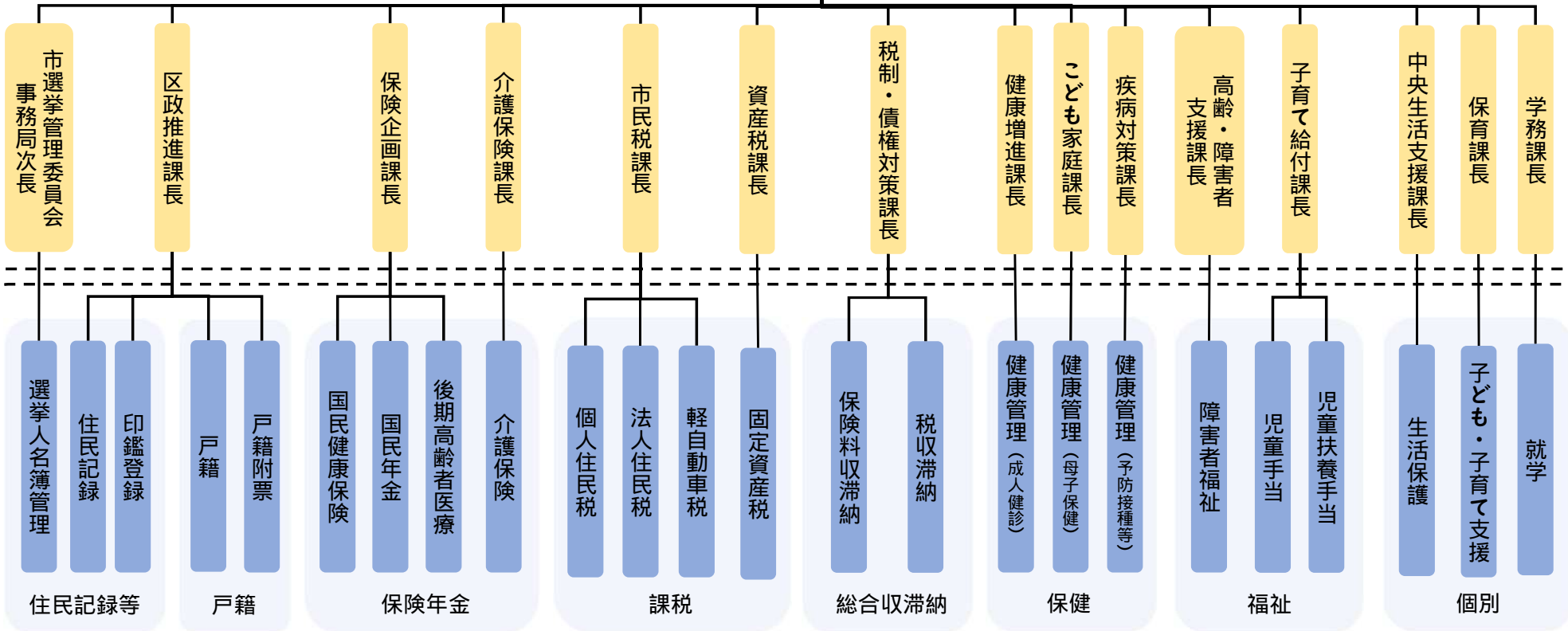
令和4年度当初に構築済み

情報システム標準化推進会議

構成員：政策課長 / 総務法制課長 / 人事給与課長
財政課長 / WGリーダー(WG統括課長)

情報システム標準化事業
推進会議議長
(総合政策・少子化対策担当部長)

情報システム標準化事業
推進会議事務局 / PMO
(DX推進課長 / 担当者)



情報システム標準化事業ワーキンググループ

構成員：標準化対象業務関係課担当者 / DX推進課担当者

4-1 システムの移行方式について

実際のシステムの移行については、国から、システムの移行方法に係る類型として「構築事業者の切替により、標準化基準に適合するシステムを調達・利用する方法(A)」と「構築事業者を切り替えず、標準化基準に適合するシステムにバージョンアップする方法(B)」が示されており、各自治体は、標準化・共通化の取り組みの趣旨を踏まえて、適切な比較検討を行うことになっている。

4-2 システムの移行方式と本市の状況について

	概要	メリット	デメリット
Aパターン	構築事業者の切替により、標準化基準に適合するシステムを調達・利用する方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 競争性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 違約金6.8億円が発生する ➤ 運用保守費もBパターンの1.2倍かかる（開発費は更にかかる想定） ➤ 標準仕様以外の本市独自の機能要件を短期間に洗い出さなければならないが、調達・移行データ検証などの作業量が膨大であり、コロナ禍において現実的な人員確保が困難 調達開発期間を比較すると13億円増 少なくとも業務に携わる職員数はBパターンの倍は必要となる ➤ 現システムの事業者や同規模事業者4社に確認するも、すべての業者から、現契約以外の新規調達は応じかねる旨の回答があった 全国約1,700の自治体が一斉に対応しなければならないため、システムエンジニアが不足している <p>法で定められた移行期限の令和7年度末までに、<u>确实、かつ、安全に移行できない可能性が大きい</u></p>
Bパターン	構築事業者を切り替えず、標準化基準に適合するシステムにバージョンアップする方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法で定められた移行期限の令和7年度末までに、确实、かつ、安全に移行できる ➤ 標準仕様との機能比較やPMO等に係る職員の作業量や経費がAパターンより少ない ➤ 基幹7業務は契約期間内のため、契約変更対応により違約金も発生しない 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行事業者に不満がある場合でも継続してシステムを使用する必要がある

4-3 現在使用しているシステムの更新状況

- 現在使用しているシステムは、平成30年度までに、ホストコンピュータをサーバシステムへ移行しているが、この時点で、**すでに国が示している標準化に近い設計になっている。**なお、システム移行の際には、総合評価一般競争入札を実施している。
- 現システムは、システムのライフサイクルや開発費の平準化などの観点から、20年使う予定で設計しているが、令和7年度時点で、**まだ使用年数に達していない状況である。**



これらの理由から、本市では、原則として「**構築事業者を切り替えず、標準化基準に適合するシステムにバージョンアップする方法(B)**」を採用する。

5 スケジュール

		R3年度		R4年度				R5年度				R6年度				R7年度				
		3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
1	推進体制立ち上げ	▶																		本稼働
2	現行システムの基礎調査	▶																		
3	標準仕様との比較分析					▶														
4	移行計画作成					▶														
5	ガバメントクラウドの利用検討							▶												
6	予算要求					▶														
7	契約・詳細スケジュール調整									▶										
8	システム移行時期の設定												▶							
9	データ移行															▶				
10	条例・規則改正															▶				
11	テスト・研修																		▶	

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年12月16日

案件名	国民健康保険出産育児一時金の改定等について					
所管	健康福祉 局 区	生活福祉 部	保険企画 課	担当者	内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	出産育児一時金を増額することで、出産や育児に要する経済的負担を軽減するもの				
	効果測定指標	出産育児一時金支給額			施策番号	
		R4	R5	R6		
	事業効果 年度目標		50万円(見込)の支給	50万円(見込)の支給		

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	出産育児一時金の改定について ○国保の財政運営について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事案概要	
○改正が見込まれる健康保険法施行令に合わせた出産育児一時金の改定 ○財政収支の見通しを踏まえた令和5年度国民健康保険税率と今後の国保財政調整基金活用の検討	

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
実施 内容	庁内調整	事業実施							
	予算査定								
	議案上程等								
	国保運営協								

○事業経費・財源(出産育児一時金改定について記載)

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(民生費)			40,080	38,878	37,711	36,580	35,483	34,418
うち任意分			0	0	0	0	0	0
特財								
国、県支出金			0	0	0	0	0	0
地方債			0	0	0	0	0	0
その他			0	0	0	0	0	0
一般財源		0	40,080	38,878	37,711	36,580	35,483	34,418
うち任意分			0	0	0	0	0	0
捻出する財源	2		26,720	25,918	25,141	24,387	23,655	22,945
一般財源拠出見込額		0	13,360	12,959	12,570	12,193	11,828	11,473
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他(交付税措置)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○		○						

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和5年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	資料提供	令和5年2月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R4.12.5 関係課長打ち合わせ 会議 (政策課、総務法制課、財政課、税制・債権対策課、健康福祉総務室、国保年金課)	国民健康保険税率の改定案について 国保財政調整基金への繰入について 出産育児一時金の金額改定について 結果:資料を一部修正の上、調整会議に付議することとする。

備考

--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (12/9)	<p>【出産育児一時金について】 人事・給与課長:法施行令に合わせて金額を改定する場合は庁議にかけなくてもよいのではないか。 保険企画課長:前回改定から10年以上経過しており、法施行令に合わせて条例改正していくという整理まではできていないため、今後検討していく。</p> <p>【国保の財政運営について】 経営監理課長:物価高騰を理由とした税率維持について詳細な説明を求める。 保険企画課長:物価高騰と合わせて2年連続での改定になることも改定が難しい理由と考えている。</p>
-------------------------	--

国民健康保険 出産育児一時金の改定等 について

令和4年12月16日
健康福祉局生活福祉部
保険企画課

目次

1. 出産育児一時金の改定について
 - 1-1. 出産育児一時金の改定(概要)
 - 1-2. 出産育児一時金の改定案
 - 1-3. 今後のスケジュール(予定)

2. 国保の財政運営について
 - 2-1. 国保事業費納付金
 - 2-2. 令和5年度予算の歳入不足見込額
 - 2-3. 予算編成に当たっての考え方

1-1. 出産育児一時金の改定(概要)

改正が見込まれる健康保険法施行令にあわせて、出産育児一時金を「42万円」から改定するもの

※ 出産育児一時金とは、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産や育児に要する経済的負担を軽減するため一定の金額が支給される制度

【国民健康保険 出産育児一時金の改定状況】

—	(創設)H6.10～	H18.10～	H21.1～	H21.10～
支給額	30万円	35万円	38万円	42万円

【国における検討の状況】

経済財政運営と改革の基本方針2022(R4.6.7)(抄)

- 社会課題の解決に向けた取組
(略) 出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減についても議論を進める。

第7回全世代型社会保障構築会議(R4.9.28)資料2:医療・介護制度の改革について

(1) 医療保険関係

- 子育て世代の支援のための出産育児一時金の大幅な増額と、その際、医療保険全体の中で支え合うことについて

岸田内閣総理大臣記者会見(R4.10.28)(抄)

危機的な少子化の流れの中で、～(中略)～ 来年4月から出産育児一時金の大幅な増額を行います。

岸田内閣総理大臣記者会見(R4.12.10)(抄)

来年度から出産育児一時金を現行の42万円から50万円へ大幅に増額

改定額

健康保険の被保険者との差が生じないように、
健康保険法施行令の規定に合わせるものとする

1-2. 出産育児一時金の改定案

【改定案】

支給額	【改定前】42万円 → 【改定後】 <u>50万円(見込)</u>
対象者	国保加入者のうち出産した者（R5見込：501人）
経費	【改定前】42万円 × 501人 = 2億1,042万円 【参考】(R4予算)2億4,360万円(580人試算) 【改定後】 <u>50万円(見込)</u> × 501人 = 2億5,050万円
財源	支給基準額の3分の2 → 一般会計からの法定繰入を財源とする 支給基準額の3分の1 → 国民健康保険税を財源とする
施行期日	令和5年4月1日
その他	○ 本市被保険者の出産費用平均額は、約54万円 ※ 正常分娩のうち直接支払制度利用者のR3実績値 ○ 現在の支給額について、指定都市及び県内市町村は施行令の基準額と同額(42万円)

1-3. 今後のスケジュール(予定)

時 期		内 容
令和4年	12月	<ul style="list-style-type: none">・ 庁議・ 健康保険法施行令の公布
令和5年	1月上旬	<ul style="list-style-type: none">・ 出産育児一時金の改定（案）の検討（42万円 → <u>50万円</u>）・ 市長説明
	19日	<ul style="list-style-type: none">・ 市国民健康保険運営協議会に「出産育児一時金の改定（案）」を諮問
	1月下旬	<ul style="list-style-type: none">・ 同協議会から答申・ 出産育児一時金の改定（案）の決定（市長決裁）
	2月	<ul style="list-style-type: none">・ 改正条例案について正副議長説明（+会派説明）・ 改正条例案を市議会に提案
	3月	<ul style="list-style-type: none">・ 市議会定例会議において採決
	4月	<ul style="list-style-type: none">・ 改正条例の施行

2-1. 国保事業費納付金

- 仮係数に基づく令和5年度納付金は212億7,300万円➡対前年度比で10億8,200万円増加
 要因：コロナ受診控からの反動増等により保険給付費が増加しているため

年度	通知時期	納付金額	被保険者数	一人当たり納付金
R3	確定係数に基づく納付金	198億6,700万円	149,864人	132,564円(+0.7%)
R4	確定係数に基づく納付金	201億9,100万円	144,421人	139,802円(+5.5%)
R5	仮係数に基づく納付金 (令和4年11月17日)	212億7,300万円	139,754人	152,216円 (+8.9%)
	対前年度比	+10億8,200万円	▲4,667人	+12,414円

2-2. 令和5年度予算の歳入不足見込額

(単位：百万円)

歳入	予算見込額
国民健康保険税	14,896
保険給付費等交付金	50,111
繰入金	5,366
うち基金繰入金	0
繰越金・諸収入等	626
歳入合計	70,999

歳出	予算見込額
総務費	814
保険給付費	49,664
国保事業費納付金	21,273
保健事業費	725
諸支出金等	197
歳出合計	72,673

※保険税はR4.9月末の課税状況から試算

現行税率の場合、
約17億円の歳入不足



R5で歳入不足を解消するには
約12%の税率改定が必要

2-3. 予算編成に当たっての考え方

国保の構造上の課題：1人当たり医療費が高く、低所得世帯が多いため、保険税の負担が重い

- R5国保事業費納付金の大幅な増加により、約17億円の歳入不足（見込）
- 原則、納付金の額を踏まえ税率改定を行い、国保特会の収支改善に努めるもの
- しかしながら、現在は物価高騰の中にあり、税率改定を行うことは困難

○ 国保基金を活用することにより、**R5は現行の税率を維持**

☆今後の検討課題

国保基金の財政調整機能の維持には一定の基金残高が必要であるため、基金残高の目安を設定し、不足額についての財源確保についても検討

【参考：過去の税率改定】

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
+4.2%	なし	なし	+4.0%	なし	+5.0%	なし	なし	なし	+5.0%

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年12月16日

案件名	(仮称)駐車場ビジョンにおける基本計画・整備計画部分の策定について							
所管	都市建設	局区	土木	部	路政	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	・本市の駐車場整備に関する考え方を明らかにし、将来の駐車需要を勘案した駐車場に関する施策に取り組むことができる(都市計画の変更等を予定)。 【変更予定の都市計画】都市計画駐車場の廃止(相模大野) 【今後変更を検討する都市計画】駐車場整備地区の指定(橋本、相模原)						
	効果測定指標	なし				施策番号	20	
		R4	R5	R6				
事業効果 年度目標								

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	(仮称)駐車場ビジョンのうち、基本計画・整備計画部分の策定について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する

事案概要

駐車場をとりまく周辺環境等が、近年大幅に変化しており、駐車場整備に関する市の基本的な方針や施策を見直し、市営自動車駐車場の今後の運営について見直す必要があることから、現在策定を検討している「(仮称)相模原市駐車場ビジョン」のうち、基本計画及び整備計画部分の内容について諮るもの。

基本計画、整備計画部分のパブリックコメントで意見聴取後、市としての駐車場整備に関する基本方針、施策等を固め、それに基づく市営自動車駐車場の経営戦略部分について引き続き検討を進める。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施内容	● 庁議 (スタートアップ)	● 庁議 (基本計画・整備計画)	● 庁議 (駐車場ビジョン全体)					
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc;"> 基本計画・整備計画 部分検討 </div> <div style="font-size: 20px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc;"> 経営戦略部分 検討 </div> </div>	● 建設部会説明 ● パブリックコメント(基本計画・整備計画部)	● 駐車場ビジョン策定 ● 都市計画変更手続 (相模大野・橋本)					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(駐車場事業費)		12,067	7,614					
うち任意分		0						
特財								
国、県支出金		0						
地方債		0						
その他		12,067	7,614					
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分		0						
捻出する財源 2		0						
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業 4. その他

駐車場特会より捻出 (人工)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

項目		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困をなくそう	2 健全なエネルギー	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 清潔な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがい、経済成長、雇用	9 産業とインフラの力強い持続可能な開発を実現
			○				○		
	10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期	なし	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり	時期	R5.3~4	議会への情報提供	部会 R5.3

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	内容の方向性、パブコメの時期について確認済
財政課	内容の方向性について確認済・都市計画決定変更のための予算要求中
総務法制課	内容の方向性、パブリックコメント前に部会に情報提供することについて確認済
交通政策課	都市総合交通計画との位置付け等について確認済
都市計画課	内容の方向性について確認済・策定後都市計画決定変更の手続きについて調整中
産業・雇用対策課、 都市整備課、道路計画課	内容の方向性について確認済・文言等調整中
リニア駅周辺まちづくり課	内容の方向性について確認済・文言等調整中
相模原駅周辺まちづくり課	内容の方向性について確認済・文言等調整中
各区地域振興課	推進会議用資料について事前確認済

備考	令和4年4月の調整会議において駐車場ビジョンの検討体制、スケジュールを審議いただいた案件。基本計画、整備計画部分についてのパブリックコメントを実施した後、経営戦略部分を作成する。
----	---

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (12/9)

【駐車場の需要について】

(アセットマネジメント推進課長) 駐車場の需要が減少傾向にあるが、駐車場を減らしていく方向性か。減らすのは市営駐車場か。

ここでいう駐車場需要は時間貸駐車場の需要のため、駐車場そのものを壊すというものではなく、車庫証明が出せる月極駐車場等に転用するなどして効率的に利用することを考えている。

また、民間駐車場についても、市建築物における駐車施設の附置に関する条例で定める附置義務台数を緩和するなど、公民両方で減らしていくことを考えている。

【市営駐車場について】

(財政課長) 月極駐車場を市が運営する必要があるのか。

現在ある施設を効率的に活用する方策として考えている。将来的には市営駐車場ではなく、民間への貸付等で運営する可能性も考えられる。基本計画・整備計画に基づいて策定する「経営戦略」でそうしたところを示したい。

(財政課長) 経営戦略でいきなり貸付の話が出てくると唐突である。基本計画の中でも市が駐車場の今後をどう考えているのか、示しておいた方がよい。

(仮称) 駐車場ビジョンにおける 基本計画・整備計画部分の概要

都市建設局 土木部 路政課

1 (仮称) 駐車場ビジョンの策定にあたって

1 策定の目的

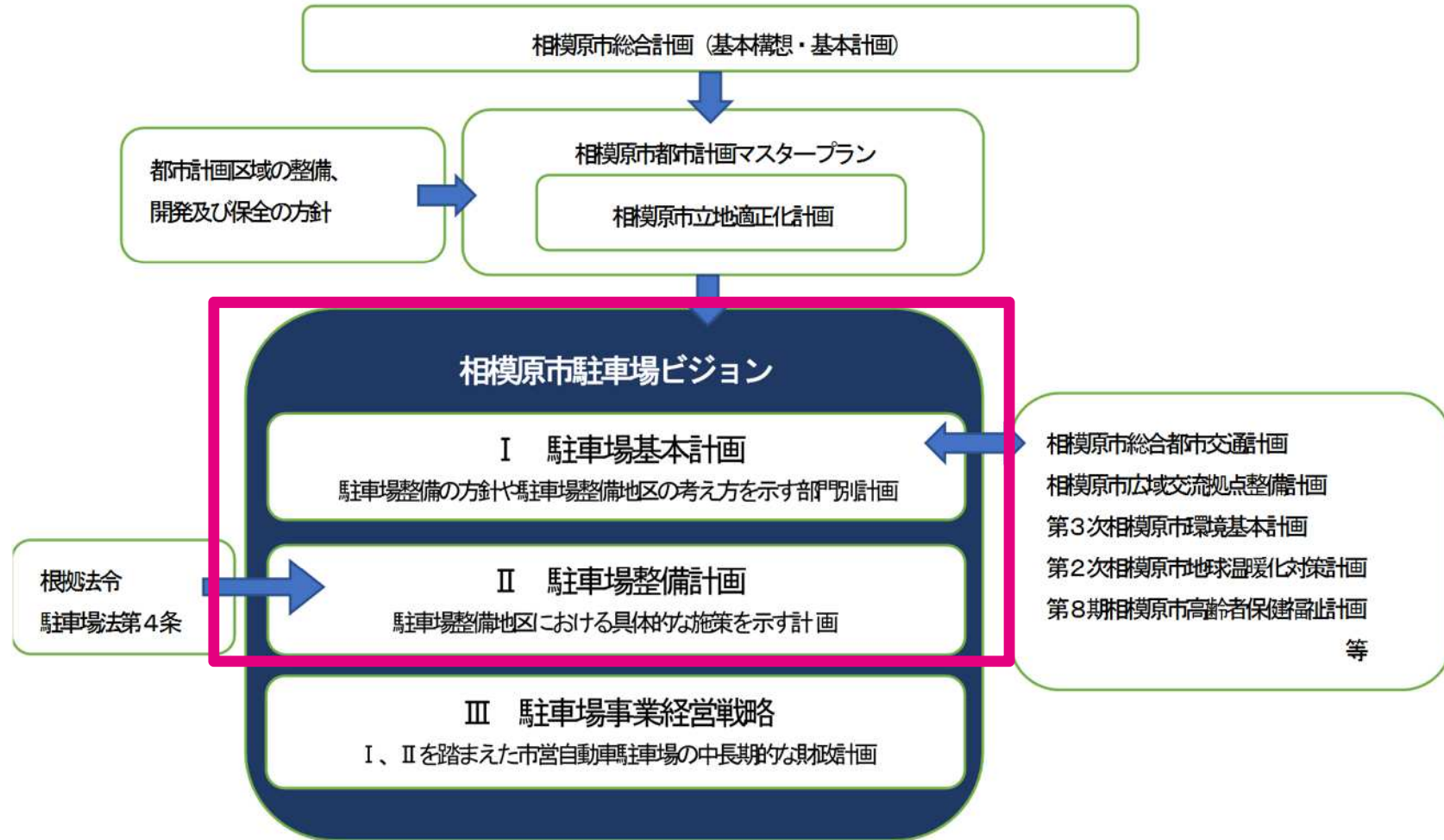
**市ではこれまで6施設の市営自動車駐車を
設置したが、近年駐車をとりまく周辺環境等
が大幅に変化**



- ・ 駐車場整備に関する市の基本的な方針や、
駐車場整備地区及び地区内の施策等を見直すこと
- ・ 基本的な方針や施策等を踏まえた市営自動車
駐車場の中長期的な運営を見通すこと

1 (仮称) 駐車場ビジョンの策定にあたって

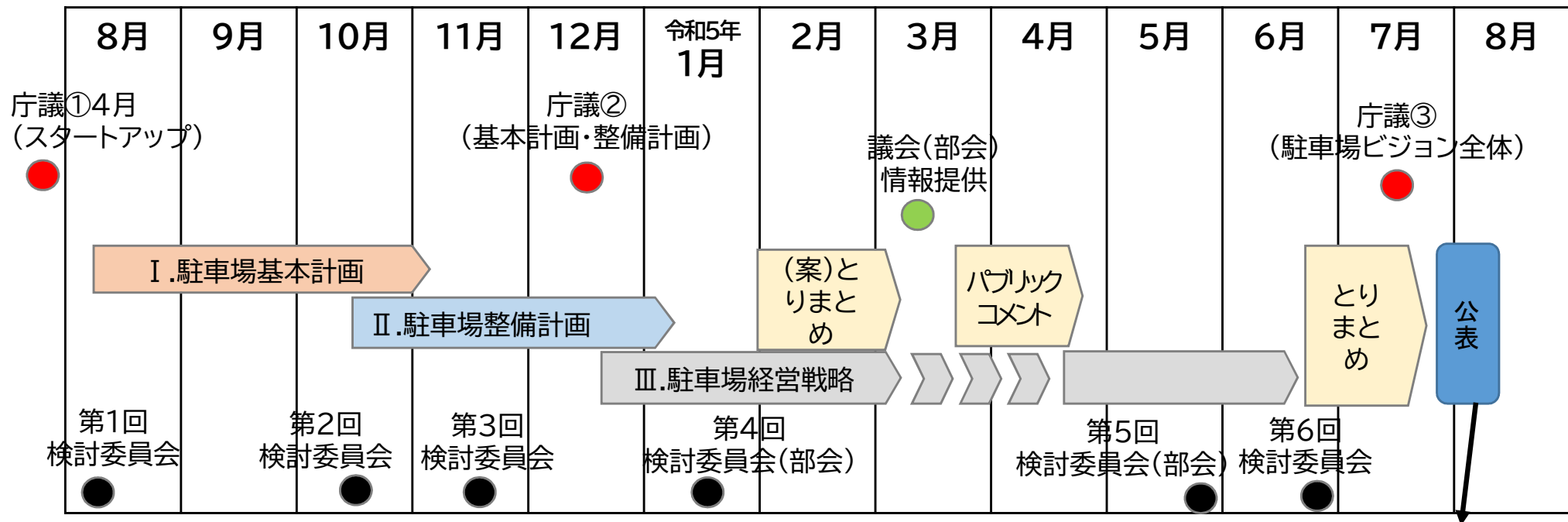
2 位置づけと計画期間



○ 計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間

1 (仮称) 駐車場ビジョンの策定にあたって

3 検討スケジュール



・ リニア駅周辺まちづくりガイドラインと合わせて10～11月にずらす可能性有

4 駐車場ビジョン検討委員会構成員

- ・学識経験者2名
- ・道路管理者2名(国土交通省関東地方整備局、相模原市土木部長)
- ・公安関係者1名(神奈川県警察本部交通部)
- ・まちづくり関係者3名(まちづくり推進部長、市自治会連合会、相模原商工会議所)
- ・公募委員1名

2 (仮称) 駐車場ビジョン(基本計画部分)

1 駐車問題に対するこれまでの取組み

○ 制度等の整備

- ・ 駐車場整備地区の指定(相模大野、橋本、相模原)
- ・ 相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例制定(昭和62年3月)

○ 駐車場の整備

- ・ 市営自動車駐車場の整備(6施設)
- ・ 民間自動車駐車場整備の促進



制度等の整備時は、路上駐車など道路機能の低下による渋滞の発生や、バスの定時性確保の阻害といった駐車問題があったが、ほぼ解消され、初期の目的は概ね達成

2 (仮称) 駐車場ビジョン(基本計画部分)

冊子P9~18

2 駐車場整備に係る社会情勢の変化

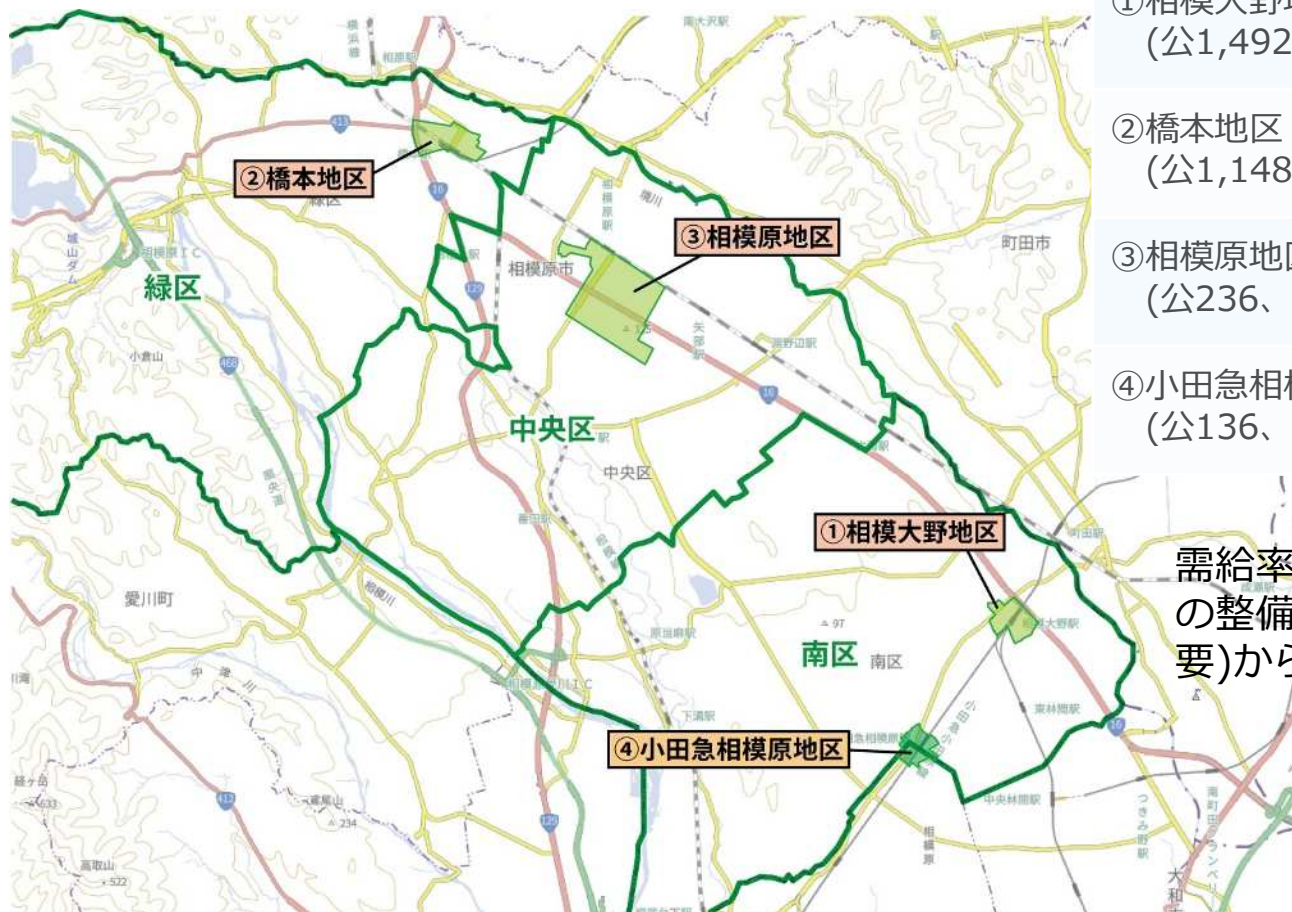
- ①高齢者人口増加、今後は総人口の減少が予測
- ②相模原市の自動車の発生集中量は平成10年以降、減少傾向
- ③自動車分担率は平成20年：36%⇒平成30年：32%に減少
- ④市内鉄道駅まで（から）の交通手段はバス・徒歩増加、自動車減少
- ⑤自動車の登録台数が平成23年頃から世帯数を下回るようになる
- ⑥令和元年以降、神奈川県における高齢者の免許返納者は年間4万人以上
- ⑦カーシェアリングのステーションの配置
- ⑧駐車場を備えた大型店舗の出店
- ⑨多くの時間貸駐車場(コインパーキング)整備
- ⑩市営自動車駐車場の利用者は減少傾向



駐車需要の減少

2 (仮称) 駐車場ビジョン(基本計画部分)

3 検討対象地区の需給バランス






地区名	需給率 (需要/供給)
①相模大野地区 (公1,492、民602)	平日 : 46.1% 休日 : 41.7%
②橋本地区 (公1,148、民629)	平日 : 43.8% 休日 : 46.5%
③相模原地区 (公236、民432)	平日 : 60.3% 休日 : 45.8%
④小田急相模原地区 (公136、民544)	平日 : 45.2% 休日 : 42.5%

需給率は市営駐車場及び主要な時間貸駐車場の整備台数(供給)及びピーク時利用台数(需要)から算出

需給率が低く、今後も減少が見込まれることから、量的な目標を立てて整備を進めてきたこれまでの方針を見直し、需給バランスを改善していく必要がある。

2 | (仮称) 駐車場ビジョン(基本計画部分)

4 駐車場整備に関する基本方針と方策

基本方針	方策	SDG's
〈基本方針Ⅰ〉 駐車需要の変化への対応	方策Ⅰ：駐車場の需給バランスを適正化する ■ 既存駐車場の効率的な活用 ■ 将来の変化に対応する空間として有効活用	
〈基本方針Ⅱ〉 新たなまちづくりへの対応	方策Ⅱ：新たなまちづくりと連携し、まちの特色を捉えて駐車場を配置する ■ 駐車需要を踏まえた周辺のまちづくり ■ まちの特色を捉えた駐車場整備	
〈基本方針Ⅲ〉 政策の変化への対応	方策Ⅲ：SDGsを踏まえた施策を推進する ■ 脱炭素社会に向けた施策の推進 ■ バリアフリー施策の推進	

- ・ 公共と民間が役割分担をしながら整備
- ・ 公共は駅周辺などにおいて用地や採算性の点で民間による整備が困難な駐車場の整備に取り組んできたが、今後は民間活力をさらに活用できる貸付等による運営も視野に入れる

3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

1 整備目標量

○将来の需給予測・需給率

地区名	現況整備台数	将来整備台数	将来駐車需要	余剰台数	需給率
相模大野 駐車場整備地区	3, 146台	3, 173台	1, 454台	1, 719台	46%
橋本駅周辺 駐車場整備地区	2, 561台	3, 212台	2, 200台	1, 012台	68%
相模原 駐車場整備地区	3, 902台	3, 902台	2, 274台	1, 628台	58%
小田急相模原地区 (整備地区外)	832台	832台	364台	468台	44%

○整備目標量

各地区とも、現況整備台数が将来駐車需要を既に上回っている

→新たな整備目標量は定めず、各施策を推進しながら、将来駐車需要に整備台数を近づけていくことを目指す。

※ただし橋本地区や相模原地区の開発状況に伴い、駐車需要に大きな変動が生じる見込みが発生した場合は整備目標量を見直す。

3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

2 駐車場整備に関する役割分担

民間と公共の役割分担の考え方

- ・ 駐車場は開発者（商業施設等）が整備することを原則とする
- ・ 公共はまち全体の駐車需要を受け持つ。
- ・ 公共は駐車施設の附置に関する条例制定等、駐車場施策等の仕組みづくりを行う

民間を中心とした役割

<附置義務条例等による整備>

相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例や大規模小売店舗立地法等に基づき、必要な台数を整備


公共を中心とした役割

<駐車場施策の仕組みづくり>

公共はまち全体に必要な駐車場のうち、民間が整備する駐車場で不足する部分を整備。駐車場整備地区の指定、都市計画駐車場の決定、駐車施設の附置に関する条例の制定等駐車場施策に関わる仕組みづくりを行う

3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

3 駐車場整備に関する施策

基本方針 I	方策 I	SDG's
駐車需要の変化への対応	駐車場の需給バランスを適正化する	

<施策 1> 既存駐車場の効率的な活用


- ① 周辺住民が利用できる駐車場としての活用
- ② 自動二輪車の受け入れ
- ③ 駐車場情報の積極的な提供
- ④ 荷捌き駐車場としての活用

<施策 2> 将来の変化に対応する空間として有効活用

- ① 適切な維持修繕による建物の長寿命化
- ② 新たなモビリティの駐車スペース
- ③ 駐車場の柔軟な利用方法の検討

3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

3 駐車場整備に関する施策

基本方針Ⅱ	方策Ⅱ	SDG's
新たなまちづくりへの対応	新たなまちづくりと連携し、まちの特色を捉えて駐車場を配置する	

<施策3> 駐車需要を踏まえた周辺のまちづくり

- ① 駐車場整備地区の指定
- ② 都市計画駐車場の見直し
- ③ 適切な土地利用の誘導


<施策4> まちの特色を捉えた駐車場整備

- ① 適切な駐車場台数を整備できるしくみの検討

3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

冊子P47~48

3 駐車場整備に関する施策

基本方針Ⅲ	方策Ⅲ	SDG's
政策の変化への対応	SDGsを踏まえた施策を推進する	

<施策5>脱炭素社会に向けた施策の推進

- ①脱炭素社会の実現に向けた取組みの促進
- ②公共交通の利用促進

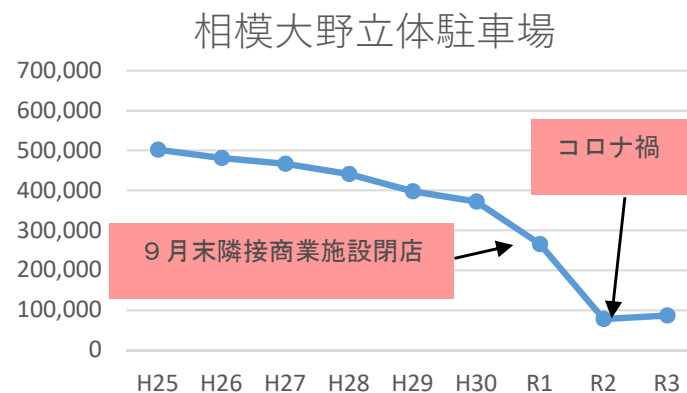
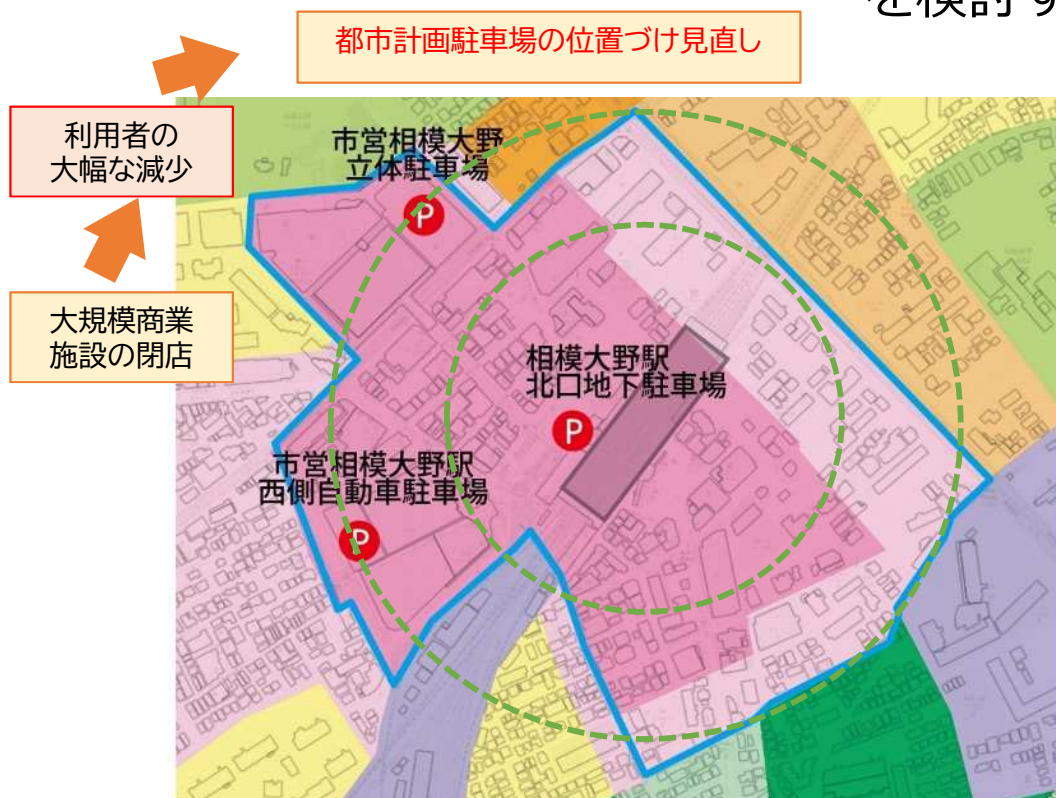
<施策6>バリアフリー施策の推進

- ①誰もが安心・安全に利用できる駐車場への更新

3 (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

相模大野地区の方向性

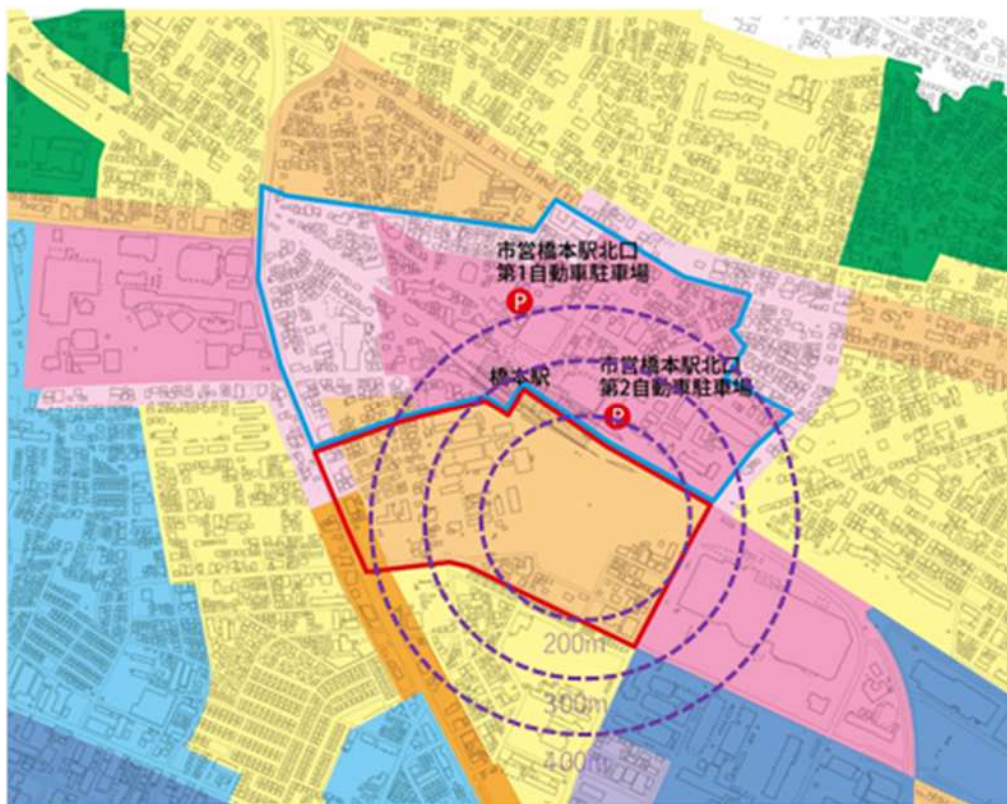
隣接の商業施設が閉店し利用者が減少している相模大野立体駐車場の都市計画駐車場（参考台数830台）としての位置付けの見直しを検討する



3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

冊子P51～53

橋本地区の方向性



土地区画整理事業が予定されている区域及び周辺区域について、自動車交通がふくそうし、円滑な交通を確保する必要のある区域を駐車場整備地区として拡大することについて、まちづくりの状況に応じて検討する。

※相模原地区については、駅北口の相模総合補給廠一部返還地のまちづくりの内容により駐車需要に影響が見込まれる場合は、今後駐車場整備地区として指定する必要があるかどうか等、改めてその方向性を検討する。

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年12月16日

案件名	脱炭素社会推進加速化事業の実施について						
所管	環境経済	局区	部	ゼロカーボン推進	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	公共施設等への再生可能エネルギー導入(自家消費型太陽光発電設備・木質バイオマス)、住宅・事業者における自家消費型太陽光発電設備補助、電気自動車充電設備等導入補助など市独自施策を強化することで、本市の脱炭素化の取り組みの加速化を図る。					
	効果測定指標	市域の温室効果ガス排出量			施策番号	33	
		R4	R5	R6	R9		
	事業効果 年度目標		357.4万t			331.6万t	

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	脱炭素社会推進加速化事業の実施 ・公共施設等への太陽光発電設備の設置 ・木質バイオマスボイラーの導入
--	--

決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ・庁議の意見を踏まえ、資料等を一部修正すること
-------------------------	---

事案概要

令和2年9月の「さがみはら気候非常事態宣言」において、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す決意を表明し、令和3年8月には、脱炭素社会の実現に向けた道筋を示す「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定した。
市SDGs推進本部会議と下部組織である気候変動部会等において、脱炭素社会の実現に向けた令和5年度以降の取組を検討した結果として、脱炭素社会推進加速化事業を総合計画推進プログラムに位置づけ、事業を実施するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施内容	庁内検討 (検討会議)						
	予算 査定 交付金申請						
		事業実施					
						効果 検証	

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(衛生費)		81,228	209,432	621,880	224,733	318,563	248,583	
うち任意分								
特財			99,307	388,505	116,920	209,250	139,270	
国、県支出金								
地方債								
その他			48,150	48,150	48,150	48,150	48,150	
一般財源		81,228	61,975	185,225	59,663	61,163	61,163	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		81,228	61,975	185,225	59,663	61,163	61,163	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 ③. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A	0	2	2	2	2	2	0
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	2	2	2	2	2	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
								○	
	10	11	12	13	14	15	16	17	
				○		○			

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期	-	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント		なし	時期	-	議会への情報提供	なし	-

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
気候変動部会 1	「青根緑の休暇村いやしの湯」への木質バイオマスボイラー導入に関する検討について【調整済み】
気候変動部会 2	脱炭素社会推進加速化事業について【調整済み】
SDGs推進検討会議	総合計画推進プログラムにおけるSDGsに係る基幹事業候補について【調整済み】

備考

1出席課:政策課、みんなのSDGs推進課、経営監理課、財政課、アセットマネジメント推進課、契約課、公共建築課、森林政策課、津久井地域環境課、津久井クリーンセンター、緑区役所区政策課
2出席課:政策課、みんなのSDGs推進課、財政課、地域経済政策課、公園課、学校施設課

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (11/8)</p>	<p>【公共施設等への太陽光発電設備の設置について】 ○(総務法制課)事業期間終了後は、発電設備を撤去することだが、どのように担保するのか。事業者負担により撤去することを契約書に明記する。 ○(総務法制課)湖月荘に太陽光発電設備を設置する事業者をプロポーザル方式で選定することだが、事業内容からすると提案の範囲が少なく、価格競争でも良いと思われるがいかがか。 災害時の電気供給の仕組みや空きスペースの活用、公園的機能の導入など民間提案の余地は多くあると考えている。 ○(人事・給与課長)湖月荘への太陽光発電設備の設置について、PPAモデルを活用すると20年間の事業を担保する必要があると思われるが、「公園整備までの暫定事業」という位置づけと相反しないか。また、事業用地は行政財産の目的外使用により提供することだが、貸付けではないのか。 他市事例でもPPAモデルに際しては、行政財産の目的外使用許可による事業用地の提供が行われている。 (総務法制課)事業者選定に際しては、自由提案ではなく、ある程度、市の考え方を示すことをお願いしたい。また、価格競争が行われる仕組みを検討してほしい。 (アセットマネジメント推進課長)価格面で競争が働く仕組みとすれば、財政的に有利となるので、事業用地の提供手法について検討してほしい。 (総務法制課)PPAモデルにより、電気料が削減されるとのことだが、削減分来年度予算に反映されるのか。 民間提案による部分が大きく、現時点で、具体的な削減額を反映するのは難しい。 (政策課長)これまでの意見を踏まえ、電気料の削減効果などを整理するとともに、契約方法や事業者選定方法、事業用地提供方法を検討し、事業実施に際しては、より有利な手法を選択するようお願いしたい。</p> <p>【中小規模事業者による省エネルギー対策等の推進支援について】 ○(経営監理課長)上限額を100万円に改めることで、インセンティブになるのか。 既存の枠組みだと、LED照明導入などの省エネルギー対策が中心となってしまっていた。上限額を上げることで、高効率設備導入を促してまいりたい。 ○(人事・給与課長)国や県の制度と重複しないのか。 国は大企業を対象としており重複しない。県とは重複するが、県補助と併用可能な仕組みとし、市内での設置を促進してまいりたい。 ○(政策課長)実績や事業効果を確認し、常に事業スキームを見直すことをお願いしたい。</p> <p>【木質バイオマスボイラーの導入について】 ○(総務法制課)貯木場の設置場所が確定しておらず、チップ供給体制にも懸念があると思うが、調整状況は。 貯木場は、場合によっては、市で用意する必要が生じる可能性もあるが、基本的に林業事業体に用意いただくよう調整中である。チップ供給体制についても、参入意向がある事業者へヒアリングを行っている。基本的に事業実施に問題は無いと考えている。 ○(アセットマネジメント推進課長)公共施設の延べ床面積が増加する事業とのことだが、事前協議が終わっていない。事業スキームも含めて、調整が十分に整っていない懸念がある。 リスクと考えられる部分を含め、少なくとも実施可能という点までは整理している。事業手法等の詳細部分については引き続き精査を行い、より有利な手法を選択してまいりたい。 ○(アセットマネジメント推進課長)チップ生産場所の防音壁は市が設置する必要があるのか。 エネルギーの地産地消を実現するために必要な施設であると捉えている。</p> <p>【電気自動車充電設備等導入奨励事業について】 ○(総務法制課)事業ニーズは把握しているか。 カーシェアリングを実施している事業者等においてニーズがあると確認している。 ○(人事・給与課長)公共施設への設置はどのような状況か。 藤野総合事務所、緑区役所、南区役所、本庁舎に設置している。今後も設置箇所数の増加に向けて検討したい。</p> <p>【事業効果等について】 ○(人事・給与課長)今回の取組によって、どの程度、二酸化炭素排出量を削減できるのか。目標に対して、どの程度の効果があるのか。 2030年において、2013年比で排出量を1/2とする目標があり、市の取組によって18.1万tを削減することとしている。今回の取組によって削減できる排出量は約1万t程度であるが、その他波及効果や技術革新等により、引き続き、目標達成に向けた取組を進めてまいりたい。 (人事・給与課長)今回の事業パッケージ以外にも取組があるのか。 普及啓発など、その他の取組も実施していく予定である。</p>
--	---

<p style="text-align: center;">決定会議の 主な議論</p> <p style="text-align: center;">(11/14)</p>	<p>【目標値について】 (市長公室長)2027年から2030年にかけて、削減量を大幅に増やさなければならないように見えるが、現実的に可能なのか。これは、民間などの取組による削減効果を見込んでいるのか。 (脱炭素社会・資源循環推進担当部長)市の施策による波及効果や啓発事業などによる影響分を想定している。</p> <p>【公共施設等への太陽光発電設備の設置について】 (総務局長)事業の全体スキームが示されているが、ここに記載されている事業費は妥当な金額なのか。 (公園課長)あくまで、キャッシュフローを示すものであり、実際の事業費ではない。 (総務局長)そうだとすれば、市が実施する事業としての妥当性の判断がつかない。 (公園課長)事業者ヒアリングでは、現在、購入している電気料よりも安価になると聞いている。</p> <p>(総務局長)湖月荘跡地を事業用地として提供することだが、「公園整備までの暫定利用」というのはどうなのか。公園予定地としての位置付けを廃止することはできないのか。 (財政担当部長)事業用地の提供方法として、当該地が行政財産としての目的を果たしていない中、目的外使用という手段とならざるを得ないだろうが、普通財産として貸し付けることはある。極論、未利用資産として売却するということもありうるのではないかと。暫定利用として20年間使用するの、手段として適切ではないと思われる。 (市長公室長)公園の位置付けをどうするかという点がポイントであろう。20年間の暫定利用というのは期間として長すぎる。方向転換して、公園用地としての位置付けを廃止し、脱炭素の取組を推進するための用地として位置づけることもありうるのではないかと。</p> <p>【木質バイオマスボイラーの導入について】 (財政局長)これまで、多くの議論がされてきた経過があると思うが、示されている情報だけでは判断ができない。施設面積が増加することについて、調整は済んでいるのか。 (緑区役所区政策課長)担当課との事前協議は実施している。 (財政局長)事前の調整がしっかりと整っているのであればよいが、議論・調整の結果などを示して欲しい。</p> <p>【その他】 (財政局長)財政的な視点では、交付金を活用する事業であるため、その中で効果的な取組が進められるならよいと考えているが、個別事業の実施を決めるには、判断材料に乏しい。 (総務局長)本来、脱炭素社会推進加速化事業として一括して決定するのではなく、個別事業の1つ1つを判断していくべきであろう。 (政策課長)調整会議においては、個別事業について議論、審議した経過がある。 (財政局長)調整会議の審議において整理され、決定されている部分があるのであれば、説明を省略されてもよいが、今回は事業パッケージを1つの事案として説明されており、詳細が分からない。 (市長公室長)事業の方向性については異論はないが、個別事業の詳細については、改めて議論を行いたい。</p>
---	---

SDGs重点テーマ「脱炭素社会推進加速化事業」

【経過の整理】

- ・11/8調整会議：(結果)原案のとおり上部会議へ付議。庁議の意見を踏まえ、引き続き関係機関等との調整を行うこと。
⇒ SDGs推進本部会議に付議することを前提として、パッケージで決定会議に付議
- ・11/14決定会議：(結果)原案のとおり方向性は承認。ただし、事業詳細について継続審議。
⇒ ②・③・⑤は、調整会議で事業承認。①・④は、決定会議での審議事項とする。

構成事業	R5想定事業		取扱い
	総事業費	概要	
① 公共施設等への太陽光発電設備の設置	164,290	【新規】遊休地等への太陽光発電設置 【新規】学校施設等への太陽光発電設置、蓄電池導入 ※各施設への個別の導入量は、調査に基づき検討	湖月荘跡地の位置付け 導入手法等について ⇒ <u>決定会議で再度審議</u>
② 中小規模事業者による省エネルギー対策等の推進支援	83,863	【新規】エコアクション21への登録補助 【拡充】中小規模事業者による省エネ・再エネ設備導入補助	調整会議で承認
③ 住宅用スマートエネルギー設備の導入支援	41,100	【拡充】住宅への太陽光発電設備の設置補助	調整会議で承認
④ 木質バイオマスボイラーの導入	15,879	【新規】いやしの湯へのバイオマスボイラーの導入	実施手法等について ⇒ <u>決定会議で再度審議</u>
⑤ 電気自動車充電設備等導入奨励事業	6,750	【新規】集合住宅・商業施設等へのEV用充電設備導入補助	調整会議で承認

公共施設等への太陽光発電設備の設置（湖月荘跡地活用事業）

① 前回の決定会議（11/14）での審議経過と結果

<実施（案）>

- ・公園の本格整備までの暫定事業として、太陽光発電設備設置と災害時に市民が利用できる充電設備などを整備する。
- ・事業者による提案により実施することとし、プロポーザル方式により事業者を選定する。
- ・行政財産の目的外使用等により事業用地を提供する。

案に対して

<主な意見>

- ・暫定事業としつつ、20年間の目的外使用は矛盾する。
- ・これまでの経過等を踏まえ、公園用地の用途廃止も含めて整理をすべきである。

<結果>

- ・方向性は承認、事業詳細については継続審議

② 湖月荘跡地の取扱いについて（修正版）

- ・「都市公園」としては整備しないこととし、「公園用地」の用途廃止を実施する。
- ・県との覚書や利活用計画を踏まえ、用地の一部に広場等を整備する。（内容等は今後地元と調整し決定）

<今回承認いただきたい事項>

「脱炭素社会推進加速化事業」の「公共施設等への太陽光発電設備の設置」について、想定事業費のうち、未利用地に係る部分（事業者支援1/2（国庫10/10）104,050千円）はR5からR6に後ろ倒して計上する。
（5か年計画で国庫申請するため、現時点でR6に計上しておく必要あり）

<今後調整を実施する事項>

公園用地の用途廃止等について、別途庁議を実施し、意思決定を図る（県とは活用の方向性について説明を実施し、了承済（12/12））

未利用地活用の方針決定は、未利用資産活用検討フローに則り実施

未利用資産活用・調整会議で決定した事業担当課へ用地全体を所管替（想定では太陽光発電事業用地としてゼロカーボン推進課へ所管替）

R6 未利用地への太陽光発電設備設置等
※国庫の年度間流用、事業間流用は可能

木質バイオマスボイラーの導入

温室効果ガスの
排出量削減

エネルギーの
地産地消

- ◆ 2030年までの温室効果ガス排出量46%削減(2013年比)に向けての再エネ設備の導入
(木質バイオマスボイラーは実質二酸化炭素排出量ゼロ)
- ◆ エネルギーを地域で生み出し消費することによる、地域内経済循環の創出

さがみはら脱炭素ロードマップ

【脱炭素社会の実現に向けた主な取組】

┆ 再生可能エネルギーの利用促進

→地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

さがみはら森林ビジョン

【木材等の利活用の推進】

┆ 木材の利用拡大

→地産地消の推進

いやしの湯 施設概要

名称	青根緑の休暇村いやしの湯
所在地	緑区青根844
指定 管理者	一般社団法人青根振興協議会 (H31.4.1~R6.3.31)
年間 利用者数	101,385人 (H30)
収支	▲856,855円 (H30)
現状の ボイラー	灯油ボイラー4基 (2005年設置)
その他	R6に中規模改修を予定 ※R5に実施設計



導入効果

CO₂排出量削減

灯油ボイラーのみ:年間392t
灯油+バイオマス:年間 44t

➡ **89% (年間348t) の削減効果**
(一般家庭約130世帯分)

ランニングコスト削減

灯油ボイラーのみ:年間17,312千円
灯油+バイオマス:年間10,738千円

➡ **38% (年間6,574千円) の削減**
(灯油価格110円/ℓ チップ価格15.4千円/tで積算)

エネルギーの地産地消

間伐材(C,D材)



神奈川県森林
組合連合会

大月バイオマス
発電所

市内で
チップ化

いやしの湯

脱炭素ロードマップに掲げる「地域特性を生かしたエネルギー資源の利活用」を体現するとともに、**林業者の輸送コストの負担軽減**につながる

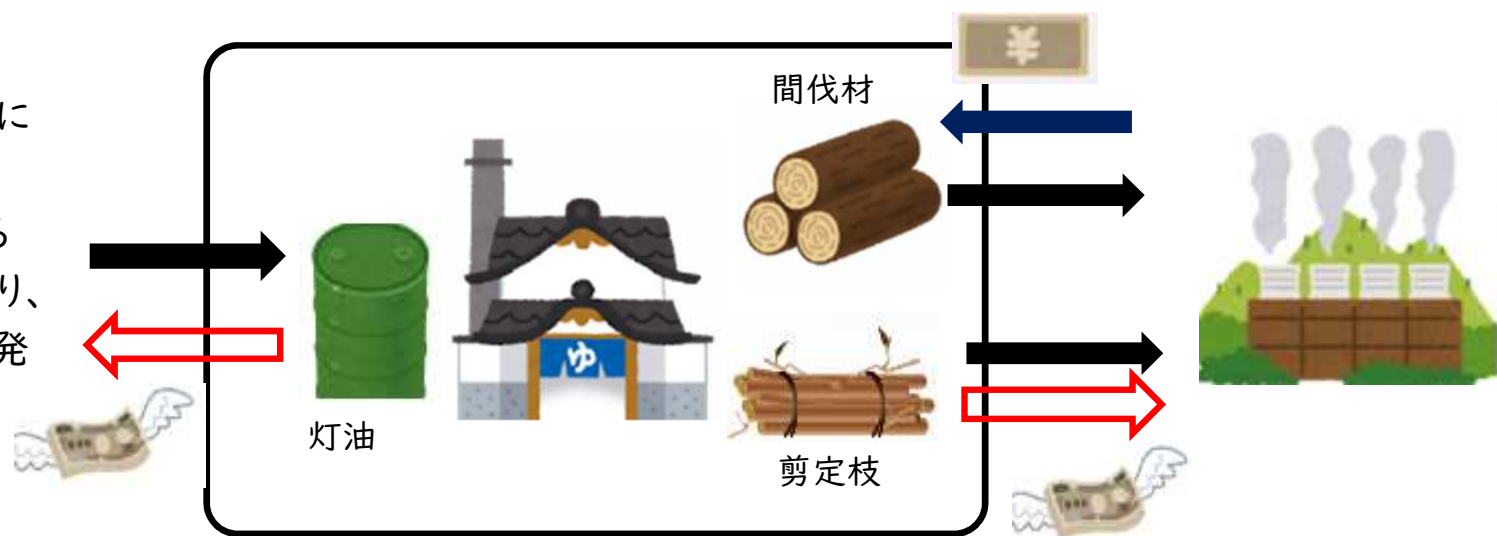
エネルギーの地産地消

○ 地域のエネルギーを地域で消費することで、域内で経済循環が生まれ、コスト以上の価値を生み出す。

現状

灯油を購入することで資金が域外に流出

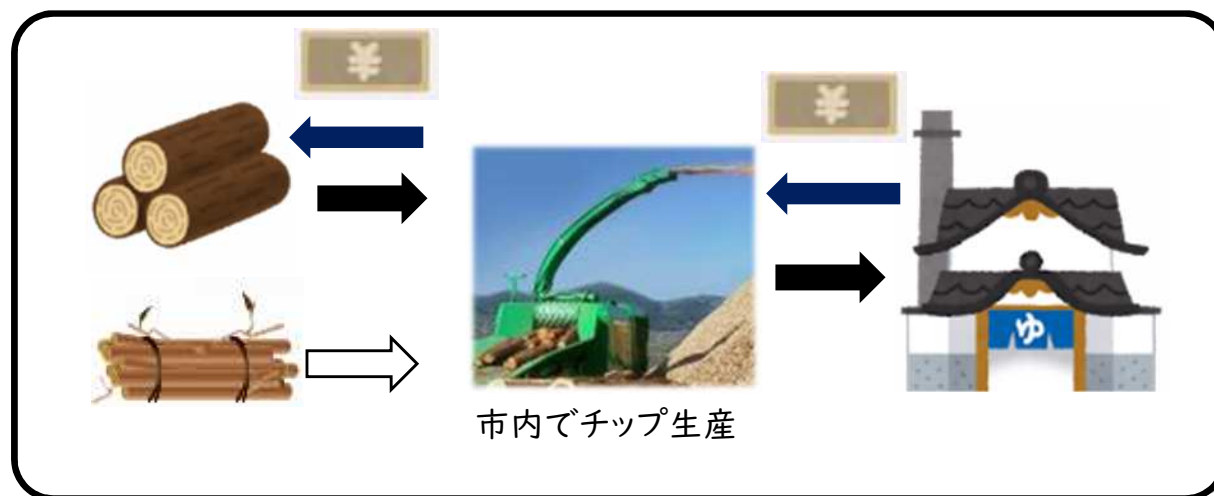
また、本市の地域エネルギーである木質バイオマスも域外に流出しており、特に剪定枝については処分費用が発生している。



目指す姿

地域エネルギーである木質バイオマスを地域で消費することで、資金が域内で循環し、剪定枝の活用が可能となれば処分費用の負担も軽減する。

※将来的にはいやしの湯以外の施設（改修の可能性のある緑の村休暇センター等）においてもバイオマスボイラの導入を目指す。



チップの供給について-1

◆ チップの素材である原木について

400KWのバイオマスボイラーを導入した場合の必要チップ量



年間531t

市内から搬出されたチップ素材(原木)の量(令和3年度)




年間1260t

○ 神奈川県森林組合連合会へのヒアリング

搬出補助金は、搬出した間伐材を県内で消費をすることが原則であることから、県森連で一度買い取り、大月のバイオマス発電所に販売する形を取っている。相模原市内で消費できるのであればそれが望ましい形であると考えます。

○ 市内林業者へのヒアリング

間伐材を市内で消費することは好ましいことであり、市の事業としてバイオマスボイラーを導入するのであれば協力したい。



チップの素材である原木について、バイオマスボイラーで使用する量を、さがみはら津久井産材で確保することが可能

チップの供給について-2

◆ チップの入手方法について

✕ ①神奈川県森林組合連合会からの購入

県内で唯一、バイオマスボイラーに使用可能な切削チップを生産する県森連に確認をしたところ、生産するチップは全て横須賀バイオマスエナジーに販売しているため、いやしの湯への供給は不可。

✕ ②剪定枝等の活用

緑地整備等で排出される剪定枝のうち、チップの原料となる幹の部分は座間市の事業者がチップ化しているものの、バイオマスボイラーには使えない破砕チップであるため活用不可。

✕ ③市で生産

市で原木を買い取りチップ化をする場合、チップ価格が27,000/tを越える試算となるため、灯油ボイラーと同等のランニングコストがかかってしまう。

○ ④事業者が生産

市内でチップの販売等を手掛ける事業者にはアリングを行ったところ、**事業用地さえあれば、15,400円/t※での供給が可能とのこと。**



※神奈川県の間伐材搬出補助金があることを前提としての価格であり、R9以降に補助金が無くなった場合、灯油ボイラーと同等のランニングコストとなる可能性がある。

チップの供給について-3

- ◆ 津久井クリーンセンターの一部について目的外使用許可を行い、事業者がチップを生産する。



- 原木を含水率を40%以下にした状態で持ち込む
- 含水率を下げるために一定期間(半年程度)天然乾燥させる必要がある



市で貯木場を用意する必要がある可能性がある

- 林業者から原木を買い取りチップを生産
- チップの生産は週1回、1時間程度を想定
※いやしの湯に設置するサイロ及び津久井CCに置くコンテナで保管できる量を生産



津久井CCでのチップ生産においては騒音対策が必要
(現状の試算において防音壁のみでは規制基準を超える可能性あり)

設置場所について

◆設置場所

⇒右図のとおり

※懸念点

- ・ボイラー室への距離があり、エネルギーロスが生じる
- ・来客用駐車場を減らす必要がある

⇒懸念点はあるものの、他に適した場所がないことから当該地に設置。

◆バイオマスボイラーのサイズ

⇒115㎡(建屋、サイロの設置)

※コンテナユニットの設置とする可能性あり(15m×9m)

※実施設計の結果を踏まえて決定予定



イニシャルコスト

R5事業費

(千円)

設計費	15,851
申請手数料	28
合計	15,879

R6概算事業費

(千円)

バイオマスボイラー整備等	
ボイラー、建屋、サイロ等	167,230
電気設備工事	8,090
配管工事	21,510
土木基礎工事	17,270
搬送、据付	上記に含む
現場管理費・諸経費	58,521
防音壁の設置	
設置工事	36,170
合計	308,791

※端数処理の都合上、総事業費に多少の差が生じる可能性あり。

◆活用予定の財政支援措置

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

交付率 2/3

※設計費について、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用を考えており、交付内示時期については、現在確認中

※防音壁も対象となるよう、環境省と協議中

指定管理経費（参考）

中規模改修工事及びいやしの湯バイオマスボイラー導入に伴う補償について

年度	月	施設	中規模改修
R6	4	営業	入札手続き
	5		工事請負契約
	6	休館	引越
	7		着工
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		改修工事メ（バイオ含む）
	1		試運転
	2		完成
	3		引越等再開準備

項目	概算額(千円)
休業期間中の収入減少に対する補償	42,697
休業に伴い新たに発生する費用に対する補償	16,112
合計	58,809

※指定管理期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

緑の休暇村センター、青根緑の休暇村いやしの湯、津久井合唱館の3施設を一体として管理

【その他】10/18（火）指定管理者との協議実施状況

（一社）青根振興協議会理事会や役員会などで事業説明を行い、協議会としての最終的な意見を求める必要がある

スケジュール

	担当課	R4年度 10	11	12	1~3	R5年度 4~9	10~3	R6年度 4~9	10~3
意思決定	ゼロ課 SDGs課	10/19 気候変動部会	11/8 調整会議 11/14 決定会議 11/17 SDGs本部会議	12/16 決定会議					
予算要求	緑区政課		設計費 予算要求				工事費 予算要求		
交付金	ゼロ課 SDGs課	環境省調整			提出	内示			
設置場所	緑区政課 公共建課	測量結果等に基づく 設置場所案の決定 指定管理者等との調整							
チップ素材 確保	森林課 ゼロ課 SDGs課	林業者との調整、貯木場確保						チップ用原木 貯木開始	チップ 生産
加工場 整備等	森林課 ゼロ課 SDGs課 公共建課	加工場の検討、条件整理、各種調整					防音壁 予算要求 事業者選定・協定締結	防音壁設置	
設計・工事	公共建課	実施設計 概算算出				実施設計		工事	

課題

◆R9年度以降の原木の調達費用について

神奈川県の間伐材搬出補助金(10,000円/m³)は令和8年度を期限としており、令和9年度以降は未定。



チップの原料となる原木の調達費用が高騰する可能性

剪定枝の 利活用

・民間事業者への働きかけ

現在、市内で一般廃棄物処分業(許可品目:木くず)の許可を受けている事業者はいないが、事業用地を確保できれば許可を取って事業を展開したいという事業者が存在することから、事業用地について調査し情報提供を行う。

林業者育成

皆伐等の手法により大量の原木を搬出することで、補助金が無くとも現状と同等の価格で搬出できるよう、林業者の育成に努める。

SDGs重点テーマ「脱炭素社会推進加速化事業」

R5事業概要

さがみはら脱炭素ロードマップに掲げた、取組の推進・加速化を図るため、令和4年度に新設された、国の[地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、脱炭素社会に向けた取組を行うもの。

【R5想定事業費：209,432千円】

構成事業	R5 想定事業費 (千円)						R4 事業費 (千円)	
	総事業費	交付金	基金	一財	CO2削減量 (5か年)	追加人工	総事業費	うち一財
① 公共施設等への太陽光発電設備の設置【拡充】	60,240	60,240	0	0	1,600 t	0.4人	38,826	9,706
② 中小規模事業者による省エネルギー対策等の推進支援【新規・拡充】	83,863	16,300	20,650	46,913	3,600 t	0.4人	17,902	17,902
③ 住宅用スマートエネルギー設備の導入支援【新規・拡充】	41,200	12,200	26,000	3,000	3,600 t	0.4人	23,000	23,000
④ 木質バイオマスボイラーの導入【新規】	15,879	10,567	0	5,312	1,100 t	0.4人	0	0
⑤ 電気自動車充電設備等導入奨励事業【新規】	6,750	0	0	6,750		0.4人	0	0
⑥ 次世代クリーンエネルギー自動車の導入支援【既存事業】	1,500	0	1,500	0	20 t		1,500	1,500
計	209,432	99,307	48,150	61,975	9,920 t (約1万t)	2人	81,228	52,108

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年12月16日

案件名	「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりビジョン～鹿沼公園・公共施設再整備に向けて～」の策定について							
所管	都市建設	局区	まちづくり推進	部	都市計画	課	担当者	内線
所管	環境経済	局区		部	公園	課	担当者	内線
所管	教育	局区	生涯学習	部	生涯学習	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果							
	効果測定指標						施策番号	
		R4	R5	R6				
	事業効果 年度目標							

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	平成29年度に公表した基本計画(案)について、市民検討会の検討結果等を踏まえて、改めて市としての考え方(施設整備等の方針を示すまちづくりビジョン(案))を決定する。
--	--

決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議へ付議する。
-------------------------	-------------------

事案概要

・公共施設再編を契機とした次世代に引き継ぐまちづくりを一体的かつ段階的に進め、魅力ある地域のシンボルエリアの形成を図る。
 ・鹿沼公園と図書館敷地を一体的に利用し、鹿沼公園のリニューアルや、老朽化した公共施設の集約・複合化による再整備を行う。
 ・民間活力やストック資産の有効活用(売却・貸し付け等)などにより、事業費の軽減や財源の確保を図る。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施 内容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	庁内調整						
	まちづくりビジョン策定	まちづくりプラン策定					
		民間活力 導入可能性調査		PPP/PFI アドバイザー業務委託		公共施設 公園設計	公共施設・ 公園整備
		大規模 事業評価					
R11以降の事業スケジュール [R11] 一部供用開始、既存施設解体、公園整備 [R12] 全面供用開始							

○事業経費・財源 (千円)									
項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(土木費)		11,303	11,121	23,441	12,067	150,140	2,467,686	2,568,952	565,870
うち任意分									
特財	国、県支出金					43,890	808,657	848,317	136,457
	地方債					94,100	1,472,720	1,528,110	386,470
	その他								
一般財源		11,303	11,121	23,441	12,067	12,150	186,309	192,525	42,943
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		11,303	11,121	23,441	12,067	12,150	186,309	192,525	42,943
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他(公共施設の集約・複合化による管理運営費用の削減及び跡地活用による収益)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困をなくそう	2 健全なエネルギー	3 健康と長寿を促す	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 再生可能エネルギー	8 豊かになり、持続可能な消費と生産	9 産業と雇用イノベーション
					○				
10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つながる持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正	17 パートナーシップで目標を達成しよう		
	○						○		

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供		資料提供	
		パブリックコメント	あり	時期	令和5年2月	議会への情報提供	全協	資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議(10/12)	市民検討会の検討経過、今後のスケジュール、想定事業費について
関係課長打合せ会議(11/2)	事業内容、基本計画(案)、スケジュールについて
関係課長打合せ会議(11/21)	基本計画(案)、想定事業費、基本計画策定後の庁内検討体制(案)について
政策課	庁議内容の確認及び資料等について調整済。
経営監理課	大規模事業評価の実施時期について調整済。
総務法制課	全員協議会の開催時期について調整済。
財政課	想定事業費や歳入の見込み方について確認済。
アセットマネジメント推進課	事前協議実施済。事業内容について調整済。

備考	事業費については、従来型手法による場合で試算しており、民間活力による費用削減効果は含まれていない。
	関係課長打合せ会議の出席課: 政策課、経営監理課、総務法制課、人事・給与課、財政課、アセットマネジメント推進課、国際課、スポーツ推進課、こども・若者支援課、ゼロカーボン推進課、路政課、中央区役所区政策課、大野北まちづくりセンター、都市建設総務室、地域経済政策課、教育総務室、図書館

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論</p> <p>(11/30)</p>	<p>【民間提案について】 (総務法制課長)駐車場の位置など、詳細に決まっているようだが、民間提案でより良い案を示された場合、再考の余地があるのか。 (都市計画課長)市民検討会での検討経過などを説明した上で、提案募集を行うこととなるが、元々、民間ノウハウを引き出すという趣旨がある取組であるため、提案を拒むものではないと考えている。</p> <p>【事業費等について】 (アセットマネジメント推進課長)複合施設の延床面積については、必要機能を実現するための最小限の面積となるよう引き続き検討すること。 (財政課長)事業規模が大きく、他の事業への影響も考えられるため、事業費の縮減について引き続き検討すること。</p> <p>【跡地活用について】 (人事・給与課長)駅前市有地等について、売却もしくは定期借地という活用手法はいつ、どこで検討する予定なのか。 (都市計画課長)令和5年度から検討を進めたい。庁内検討だけではなく、民間事業者の意向を聞きながら決めていきたい。なお、方向性の決定に際しては、未利用資産活用・調整会議、庁議に改めて諮りたいと考えている。 (政策課長)平成29年度の基本計画(案)では、図書館敷地は売却の予定ではなかったか。今後、サウンディング等を実施していく中で、売却となる可能性はあるのか。 (都市計画課長)本計画で定めるポイントの1つが、「公園と図書館敷地の一体的な利用」であるため、民間活力を活用するのは駅前市有地等が前提になるものと考えている。 (人事・給与課長)「跡地の売却貸付け等による活用」という考え方が基本計画(案)から読み取りづらい。</p> <p>【公園のリニューアルについて】 (政策課長)公園の整備内容について、これは一般的な整備グレードなのか。 (公園課長)市民検討会での意見を踏まえたグレードで、ありがたい姿として描いている。本計画は構想レベルの計画であり、ここに記載した内容を全て実現できるというものではないと考えている。 (人事・給与課長)本計画をまちづくりのビジョンとして策定するのであれば、内容を詳細に書きすぎているという懸念がある。 (政策課長)平成29年度に決定した基本計画(案)では、遊具の更新等の記載は無かったと記憶している。公園のリニューアルについては、長寿命化計画に基づいた対応とすることはできるのか。 (公園課長)公園の長寿命化計画は遊具を主な対象としている。今回のリニューアルは規模が大きいため、長寿命化計画の中で対応することは難しい。個別の遊具を切り離して長寿命化計画の中で更新することは、可能性としてありうるが、財源を含めるとなると確認する必要がある。</p> <p>【構成等について】 (政策課長)記載項目の内容ごとにボリューム感や粒度に差があるような印象がある。 (都市計画課長)平成29年度に決定した基本計画(案)と同等のレベル感になっていると考えている。 (政策課長)市民が本計画を見たときに分かりやすいかという懸念がある。誤解が生じないように工夫した記載が必要ではないか。 (総務法制課長)まちづくりのビジョンとして策定するものであるならば、民間提案により内容を修正する可能性があることを冒頭に追記するなど、計画の位置付けを明記したほうが良い。</p>
<p>決定会議の 主な議論</p> <p>(12/13)</p>	<p>【検討経過について】 (市長公室理事)これまで市民検討会で検討が進められてきたと承知しているが、成果物はあるのか。 (都市計画課長)報告書のような形での成果物ではないが、議論の積み重ねをまとめ、基本計画(案)に反映している。 (総合政策・少子化対策担当部長)市民検討会での議論を丁寧に積み重ねてきた経過は承知しているが、その後の庁内調整はどの程度行われてきたのか。各施設所管課は本件について自分事として捉え、積極的に検討に参加されてきたか。 (都市計画課長)複合施設に集約する公共施設の所管課とは、約40回にわたる調整を重ねてきている。なお、今年度からは市民検討会にも施設所管課に参加いただいている。 (生涯学習課長)更に、検討を深化させていく必要性は認識しているので、引き続き、調整を進めたい。</p> <p>【計画の位置付けについて】 (市長公室理事)基本計画(案)としての提案だが、具体性に欠けるのではないかと。本来は、構想、基本計画、整備計画、基本設計、実施設計とプロセスを踏んでいくべきだが、今回の基本計画(案)は、そのプロセスに照らして妥当な位置づけか。平成29年度に基本計画(案)を決定していることは承知しているが、それに囚われず、あるべき姿に即すべき。今回の案は、行政計画として策定するには具体性がなく、基本計画として策定することには反対である。 (総務局長)今後、更なる検討を行い、決定していかなければならない事項が多くある。基本計画として策定することには違和感がある。 (財政局長)スケジュールとしては、今年度末に基本計画を策定する予定とあるが、現実的に、策定の時期が後ろ倒しになることで、どれほどの影響があるのか。 (都市計画課長)これまで、市民検討会に寄り添いながら、期間を定めずに検討を進めてきたが、今年度末までに基本計画を策定することが1つの節目となる。今年度末に計画を策定し、その後、切れ目なく、行政視点で検討の深掘りを進めていきたいと考えている。 (市長公室理事)一つの区切りをつけるという点は重要であるが、基本計画としての策定が必須ではないだろう。 (市長公室長)基本計画として策定するには、更に内容を詰めていく必要がある。提案されている基本計画(案)の位置付けや今後のスケジュールについて再整理をお願いしたい。</p>

<p>調整会議の</p> <p>主な議論</p> <p>(12/15)</p>	<p>【ビジョン案の名称・位置付けについて】 (総務法制課長)前の調整会議の指摘によって、市民に誤解を与えないよう、本編に説明を加えていただいたが、その説明内容と名称とで、整合が取れるのでよいのではないか。</p> <p>【スケジュールについて】 (人事・給与課長)今後、「まちづくりプラン」を策定するとの提案だが、その後のスケジュールに影響はないか。 (都市計画課長)年度単位でスケジュールを想定している中では、特段の影響はないものと考えている。 (人事・給与課長)令和5年度には、民間活力導入可能性調査、大規模事業評価、まちづくりプランの策定作業が重複することとなるが、現実的に実施可能か。 (都市計画課長)準備作業を早めるなど、事務的な工夫により対応してまいりたい。 (人事・給与課長)大規模事業評価の手続きに入るために必要な要素は何か。 (都市計画課長)複合施設の配置や、施設の規模等を決め、施設や公園の整備費を算出していく必要がある。 (生涯学習課長)委託について、大規模事業評価に当たって必要な要素から先に調査を進めるものと考えている。 (経営監理課長)必要な要素が整えば、手続きに入っていけるように対応したいと考えている。</p> <p>【市民意見聴取について】 (経営監理課長)パブリックコメントについて、ビジョン策定前とプラン策定前に予定しているが、2回必要ということか。 (都市計画課長)ビジョンでは方向性を示す段階、プランではある程度、内容を固めた段階で意見を伺うことで、幅広く市民の声を聞くチャンスと捉えている。 (アセットマネジメント推進課)大規模事業評価後の庁議では、施設の運営方法も決定する予定とのことであるが、行政で一方的に決定するのではなく、市民や有識者の意見を伺うことも重要と考えるか、如何か。 (生涯学習課長)施設毎に運営協議会などの関係者団体があるため、そのようなところで意見交換を行ってまいりたいと考えている。</p> <p>【その他】 ○(政策課長)図書館跡地については、民間提案を受ける対象地として、引き続き、検討を進めていただきたい。また、まちづくりプラン策定に当たっても庁議が必要となるため、ご留意願いたい。</p>

「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺の まちづくりビジョン ～鹿沼公園・公共施設再整備に向けて～」 の策定について



令和4年12月16日 決定会議

都市建設局まちづくり推進部
環境経済局
教育局生涯学習部

都市計画課
公園課
生涯学習課



<12/13決定会議時点>

R5.3策定する計画の名称

次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくり(鹿沼公園・公共施設再整備)基本計画



<改めて提案する案>

◆R5.3策定

基本構想レベル「まちづくり**ビジョン**」

次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくり**ビジョン** ～鹿沼公園・公共施設再整備**に向けて～**

◆R6年度中に策定

基本計画レベル「まちづくり**プラン**」

次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくり**プラン** ～鹿沼公園・公共施設再整備**に向けて～**

淵野辺駅南口周辺の公共施設等の状況

青少年学習センター

S44年整備・国有地を賃貸
最寄駅は矢部駅
年間利用者7.8万人
敷地面積4,506㎡



国際交流ラウンジ

民間施設を賃貸
年間利用者2.0万人
延床面積177㎡



野球場

ソフト、軟式専用
ナイターなし
年間利用者1.1万人
面積11,000㎡



テニスコート

4面 ナイターなし
年間利用者2.8万人
面積3,000㎡

自動車駐車場

67台 無料
面積1,700㎡



白鳥池

コブハクチョウ
カモ、カメ、
鯉など
面積5,700㎡



あさひ児童館

H25年整備・リース
年間利用者1.3万人
敷地面積378㎡



大野北公民館 大野北まちづくりセンター

S52年整備 3F
年間利用者
公民館11.6万人
まちセン8.9万件
敷地面積3,227㎡



自転車駐車場

S54・H2年整備 2F
年間利用者154.8万人
収容台数3,748台
敷地面積2,742㎡



図書館

S49年整備 2F
年間利用者54.6万人
蔵書約35万冊
敷地面積5,198㎡



児童交通公園

豆自動車、ゴーカート
自転車等を無料貸出
年間利用者7.8万人
面積15,000㎡
(有効面積9,000㎡)



※年間利用者数は平成29年度実績

平成20年5月

大野北地域 まちづくり提言

平成29年12月

淵野辺駅南口周辺公共施設再整備・地域活性化基本計画（案）公表

平成31年3月

市民検討会、有識者協議会 立ち上げ

平成31年3月
～令和3年12月

第1回～第15回 市民検討会の開催

〈施設や機能の配置の方向性〉

「鹿沼公園と図書館敷地を一体的に利用し、再整備を行う。」

令和4年3月
～8月

第16回～第22回 市民検討会の開催

〈まちづくり、公園リニューアル、公共施設の再整備の方向性〉

まちづくりWG

まちづくりのコンセプト、
まちをより良くしていく
ための具体的なアイデア

公園WG

鹿沼公園の強みや弱みの
分析、複合施設の配置
エリアやゾーニング案

公共施設WG

複合施設のコンセプト、
機能の組合せやゾーニング
の考え方

令和4年
9月9日・10日

オープンハウスの実施

令和4年9月
～11月

第23回・第24回 市民検討会の開催

○H29基本計画案からの修正の方向性

- ・ 総合計画、都市計画マスタープラン、行財政構造改革プラン等、関連計画との整合を図る。
- ・ 市民検討会の検討結果等を踏まえ、改めて市の考え方を定める。
- ・ H29基本計画案と同程度の内容（基本的な方針を示すもの）までを整理する。より具体的な内容は、今後、民間活力導入可能性調査等を踏まえ、段階的に整理する。

○本ビジョンの目的

- ・ 淵野辺駅南口周辺における公共施設再整備及び持続可能なまちづくりに向けた取組の方向性を示す。

○本ビジョンの概要

- ・ 公共施設再編を契機とした次世代に引き継ぐまちづくりを一体的かつ段階的に進め、魅力ある地域のシンボルエリアの形成を図る。
- ・ 鹿沼公園と図書館敷地を一体的に利用し、鹿沼公園のリニューアルや、老朽化した公共施設の集約・複合化による再整備を行う。
- ・ 民間活力やストック資産の有効活用（売却・貸し付け等）などにより、事業費の軽減や財源の確保を図る。

● まちづくりの基本方針

「テーマ」 人・活動・居場所がゆるやかにつながる 図書館と公園のある
ちょうどいいまち 淵野辺

「コンセプト」

- 視点1 公園のようなまち ~Parkful~ ⇒ 文化を継承し、自然を感じる公園のような「まち」を目指します。
視点2 歩いて楽しめるまち ~Walkable~ ⇒ 安全・安心で、健康的に歩いて楽しめる「まち」を目指します。
視点3 住みやすいまち ~Livable~ ⇒ やすらぎとにぎわいが共存する、住みやすい「まち」を目指します。

【鹿沼公園】

- ・残す施設⇒児童交通公園、白鳥池、遊具広場、築山
- ・位置を検討し、残す施設⇒テニスコート
- ・廃止施設⇒軟式野球場、水生植物池

【複合化対象施設】

- 図書館・視聴覚ライブラリー
- 大野北公民館
- 大野北まちづくりセンター
- 青少年学習センター
- あさひ児童館
- さがみはら国際交流ラウンジ

【コンセプト】

目的がある人もない人も、誰もが気軽に利用できる公園のような施設

【規模】

必要なスペースを確保しつつ、共用部分の集約化等による施設規模の縮減

青少年学習センター

国際交流
ラウンジ

児童館

公民館
まちセン

図書館

複合施設
配置ゾーン

鹿沼公園

自転車
駐車場

【駅前市有地等】

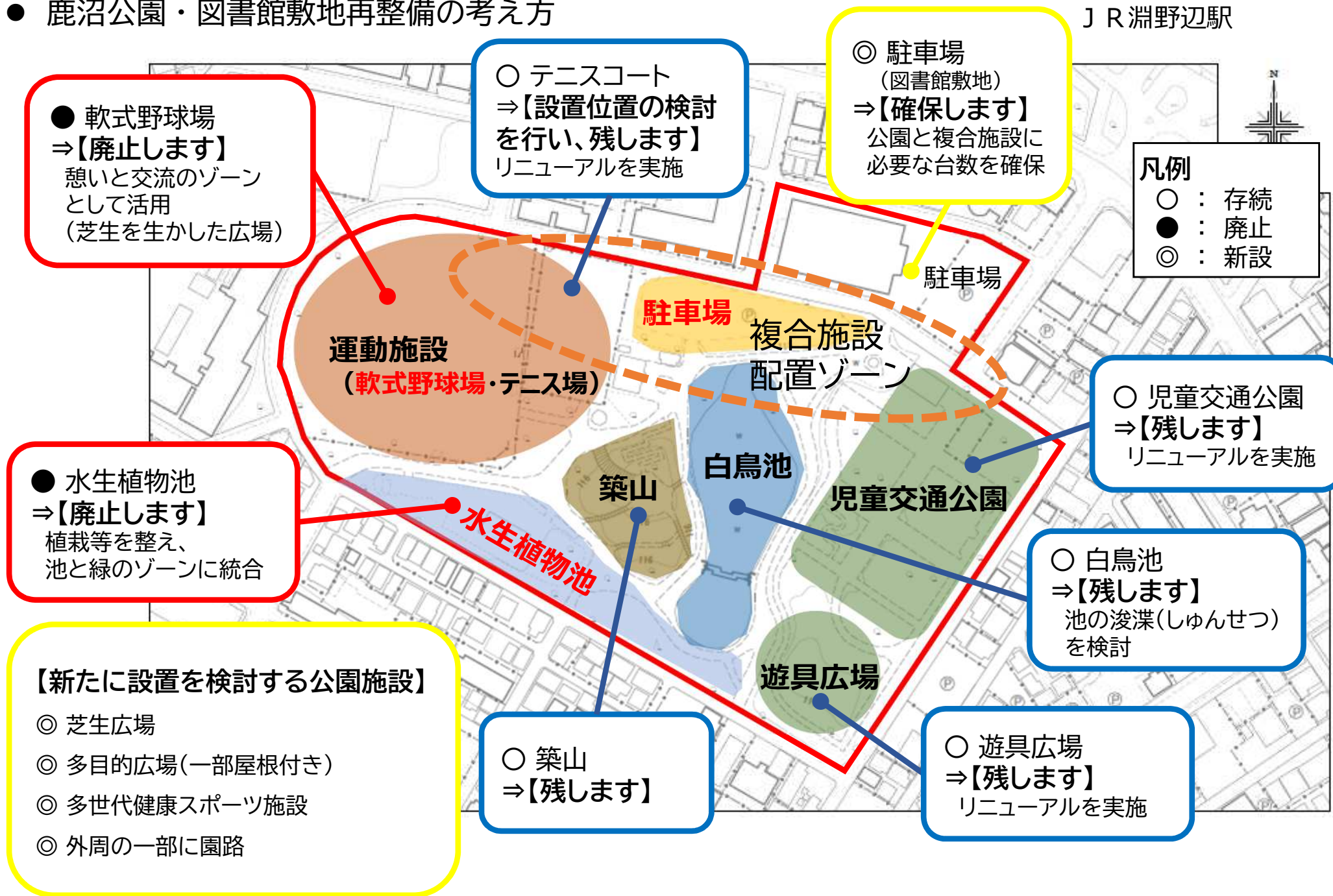
- ・駅前での機能維持を前提に再整備（自転車駐車場）
- ・自転車駐車場再整備での活用（まちセン・公民館等敷地）
- ・売却・貸付け等による財源確保

【敷地の一体的な利用】

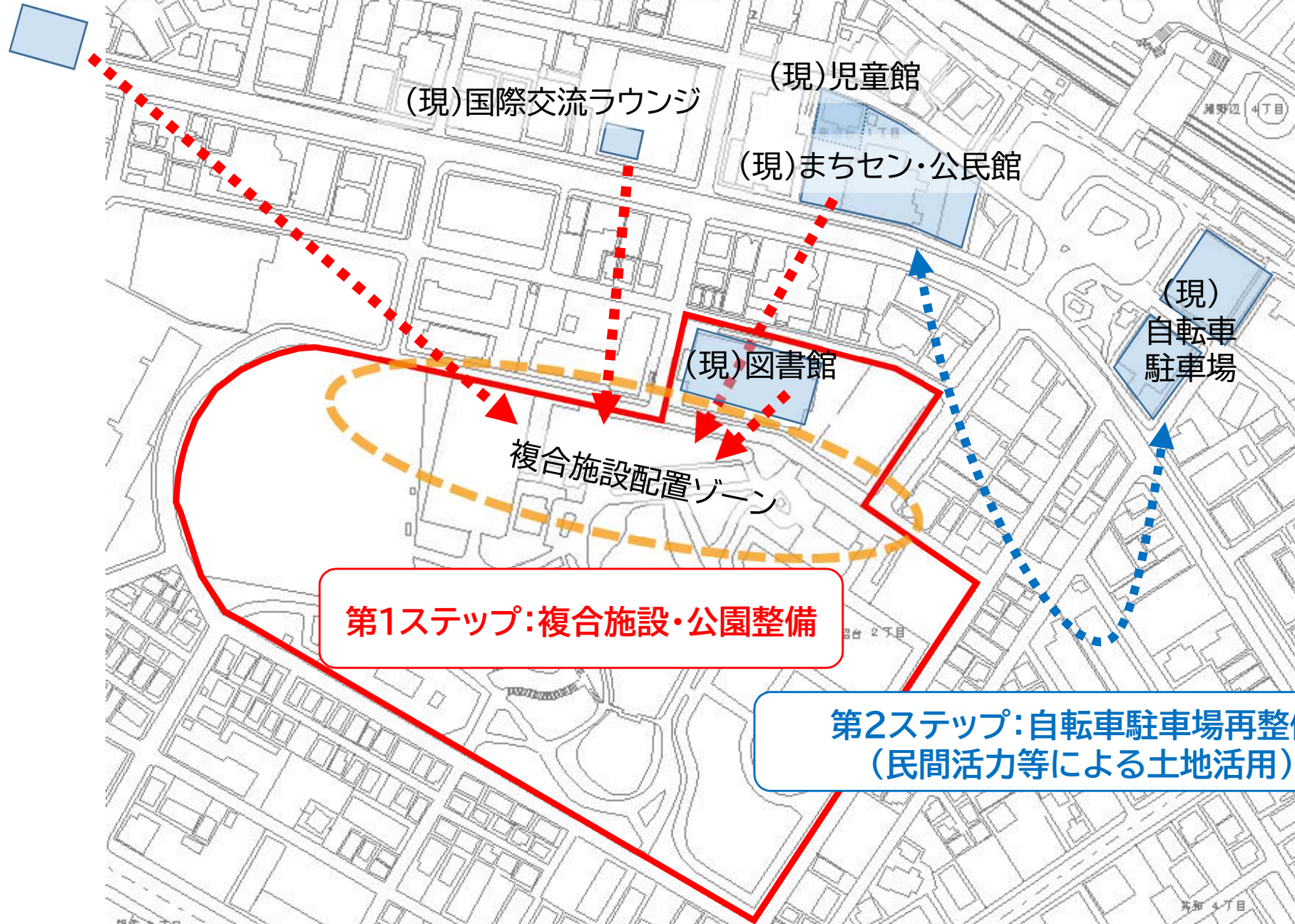
複合施設整備に伴う鹿沼公園への影響を抑えるため、鹿沼公園と図書館敷地を一体的に利用して再整備を行う。
（複合施設は鹿沼公園内に、駐車場は図書館敷地に設置し、間の道路は残す）。

● 鹿沼公園・図書館敷地再整備の考え方

J R 淵野辺駅



(現)青少年学習センター



第1章 ビジョン策定の基本的な考え方及び位置付け

1-1 ビジョン策定の基本的な考え方	1-2 本ビジョンの位置付けと関連計画の概要	1-3 淵野辺駅南口周辺地域の現状と課題	1-4 これまでの取組状況
--------------------	------------------------	----------------------	---------------

第2章 目指すべき将来のまちの姿

2-1 将来像（テーマ）	2-2 コンセプト
--------------	-----------

第3章 基本方針

3-1 まちづくりの基本方針	3-2 鹿沼公園リニューアルの基本方針	3-3 公共施設再整備の基本方針
----------------	---------------------	------------------

第4章 土地活用

4-1 土地活用の取組の方向性
4-2 跡地活用等の検討の進め方

第5章 鹿沼公園及び図書館敷地の再整備

5-1 公園施設のリニューアルの方向性
5-2 利用者専用駐車場・駐輪場の方向性
5-3 複合施設配置可能エリアと図書館敷地を含めたゾーニングイメージ

第6章 複合施設の整備

6-1 複合施設の全体方針
6-2 整備の方向性と実現すべき機能

第7章 想定事業費及び事業手法

7-1 複合施設及び公園整備の想定事業費	7-2 民間活力の導入検討
----------------------	---------------

第8章 今後のスケジュール等

8-1 今後のスケジュール	8-2 今後整理・検討すべき事項
---------------	------------------

資料編

--

OH29基本計画案との比較

項目	H29基本計画案	本ビジョン
基本方針	「自然を感じる文化・交流拠点づくりと次世代に引き継ぐ活気あるまちづくり」	「人・活動・居場所がゆるやかにつながる図書館と公園のある ちょうどいいまち 淵野辺」
コンセプト	「にぎわい」と「やすらぎ」が共存する新たな世代のためのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 公園のようなまち ~Parkful~ 歩いて楽しめるまち ~Walkable~ 住みやすいまち ~Livable~
土地活用	売却・貸付等の民間活用を検討 (図書館、まちづくりセンター・公民館、児童館、自転車駐車場敷地)	<ul style="list-style-type: none"> 跡地活用による駅前自転車駐車場の再整備を検討し、その後、駅前未利用市有地の有効活用を検討 売却・貸付等の活用等を検討 (まちづくりセンター・公民館、児童館、自転車駐車場敷地)
自転車駐車場	鹿沼公園内に移転整備 (立体都市公園制度を活用)	<ul style="list-style-type: none"> 駅前での機能維持を前提に検討 公民館等敷地の活用(移転又は仮設)の検討
景観形成	駅南口から鹿沼公園にかけて魅力的な見通し線の形成を図る	同様
まちづくり (地区計画等)	淵野辺地区南口街区まちづくり協定の活用や地区計画の導入を検討し、一体感のある景観形成を検討	同様

OH29基本計画案との比較

項目	H29基本計画案	本ビジョン
複合施設整備位置	公園東側ゾーン (現駐車場、児童交通公園、遊具広場)	<ul style="list-style-type: none"> 北西案 (野球場、テニスコート) 池北側案 (現駐車場、駐輪場、図書館) 正面案 (公園正面入口、児童交通公園) ○このうち、「池北側案」を基本として検討を進める
児童交通公園	リニューアルし、機能向上を図る	リニューアルし、機能向上を図る
遊具広場	記載なし	リニューアルし、機能向上を図る (インクルーシブ遊具の設置を検討)
蒸気機関車	機能を残すよう検討を行う	維持継続を図る
白鳥池	複合施設と調和を図りつつ、機能を残すよう検討を行う	リニューアルし、維持継続を図る
築山	記載なし	維持継続を図る
水生植物池	記載なし	廃止
野球場	記載なし	廃止
テニスコート	記載なし	設置位置の検討を行い、リニューアルする

OH29基本計画案との比較

項目	H29基本計画案	本ビジョン
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 現駐車場を拡大 必要台数は約140台程度を目安に今後検討 有料化を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館敷地に整備 必要台数は約140台程度を目安に今後検討 有料化を検討
駐輪場	記載なし	各主園路の出入口付近に整備することを基本とする
外周園路	記載なし	公園東側外周部に園路を設けることを検討
広場	記載なし	芝生広場や多目的広場（一部屋根付き）など、多世代交流や災害時に利用できる広場の整備を検討
多世代健康スポーツ施設	記載なし	活動的な多世代交流の場として健康スポーツの新規施設を検討

OH29基本計画案との比較

項目	H29基本計画案	本ビジョン
複合化対象施設	図書館・視聴覚ライブラリー 大野北公民館 大野北まちづくりセンター 青少年学習センター あさひ児童館 さがみはら国際交流ラウンジ	同様（まちづくりセンター窓口機能は、立体都市公園制度を活用して複合施設内の一角に整備）
立体都市公園	自転車駐車場 まちづくりセンター窓口機能	まちづくりセンター窓口機能（自転車駐車場は、駅前での機能維持を前提に検討）
整備敷地	鹿沼公園	鹿沼公園に加え、図書館敷地も駐車場等にすることにより、一体的に利用
延床面積	7,500㎡程度を目安	同様（図書館は同規模、その他の施設は延床面積の約10%を削減）
建築面積、階高	記載なし（地下1階、地上3階のイメージ図程度）	景観・環境等に配慮した建物（イメージ図なし）
整備運営手法	PPP/PFI手法の導入を検討	同様
コンセプト	「緑とともに学び、育み、協働し」多様な文化が交流するまちの拠点づくり	「目的がある人もない人も、誰もが気軽に利用できる公園のような施設」

OH29基本計画案との比較

項目	H29基本計画案	本ビジョン
フロアレイアウト	複合施設のメリットが生かされる配置を今後検討 (地下1階、地上3階のイメージ図程度)	同様 (空間の考え方：にぎわい、活動、静か)
諸室 (市民活動スペース)	想定される諸室の一覧を掲載したが、在り方 (機能、面積、数量、利用等) は今後検討	同様 (フリースペース、会議室、スタジオ、ホールなど)
図書館	中央図書館機能の確立 視聴覚ライブラリーの機能の一体化 居心地の良い空間、資料収容スペース、配送拠点 等の整備	同様 (必要なスペースは、現図書館面積の中から、 機能の見直し等により生み出す)
その他の施設	これまでの役割を果たすと共に、より一層施設間 の連携を図り、世代間や国際的な交流を促す	同様
開館時間、 休館日、使用料、 減免	施設全体で一体的な運営が図れるよう検討	同様
脱炭素社会の 実現に向けた 取組	記載なし	再生可能エネルギー利用設備の設置、 省エネルギー設備・機器の導入、ZEB化の検討

想定事業費（ZEB化分は別掲）

(注)想定事業費の考え方は、現時点の制度等を活用した試算であり、実際の財源計画の詳細は、改めて庁議に諮ります。

【第1ステップ】複合施設・公園整備

分野	項目	費用	試算の前提条件	H29費用
歳出	PPP/PFIアドバイザー業務委託	約0.4億円		約0.4億円
	複合施設整備費用	約42.2億円	・ 図書館は現行の面積を維持、その他施設は現行の10%減で算定 ・ 現施設の撤去費用を含む ・ 施設のZEB化は別掲	約33.6億円
	鹿沼公園整備費用	約8.6億円	施設整備に伴う鹿沼公園のリニューアル	約5.0億円
	合計	約51.2億円		約39.0億円
財源内訳	国庫補助金	約15.5億円	・ 都市構造再編集中支援事業費補助（対象事業費の50%） （駐車場整備（図書館敷地）については12.5%）	約12.0億円
	市債	約31.4億円	・ 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%、交付税措置率50% （撤去費用は交付税措置なし）） ・ 一般事業債（まちづくりセンター・国際交流ラウンジ部分）（充当率75%）	約23.9億円
	一般財源	約4.3億円		約3.1億円
	合計	約51.2億円		約39.0億円

【第2ステップ】自転車駐車場再整備

分野	項目	費用	試算の前提条件	H29費用
歳出	自転車駐車場整備費用	約9.3億円	現状の収容台数を10%増加（延床面積 約4,200㎡、仮設含まず）	約6.9億円
財源内訳	国庫補助金	約4.6億円	・ 都市構造再編集中支援事業費補助（対象事業費の50%）	約2.4億円
	市債	約3.6億円	・ 一般事業債（充当率75%） ・ 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%（撤去費用は交付税措置なし））	約4.1億円
	一般財源	約1.1億円		約0.4億円
	合計	約9.3億円	(注)第2ステップの事業内容については、改めて庁議に諮ります。	約6.9億円

【第1ステップと第2ステップの合計】

分野	項目	費用	備考	H29費用
歳出	合計	約60.5億円		約45.9億円
財源内訳	国庫補助金	約20.1億円		約14.4億円
	市債	約35.0億円		約27.9億円
	一般財源	約5.4億円	改革プランとの比較 + 約1.8億円	約3.6億円
	合計	約60.5億円		約45.9億円

※事業内容について今後さらに精査し、事業費の縮減及び歳入の確保に努めます。

（施設の規模、公園リニューアルの内容、自動車駐車場（公園・公共施設）や自転車駐車場の整備手法等）

（参考）改革プランにおける見直し効果額

対象施設	手法	総事業費	うち一般財源	年間管理運営費用	見直し効果額
淵野辺駅南口周辺 まちづくり事業	複合化	45.9億円	3.6億円	3.8億円	10.5億円

※見込んでいる効果

- ・集約・複合化により発生した土地の売却・貸付け等による収入（公民館敷地相当の売却益）
- ・複合化により管理運営費用の10%削減（2年分）

【第1ステップ別掲分】

分野	項目	追加費用	概要
歳出	複合施設整備費用	約6.7億円	建築費用の18%を想定
財源内訳	国庫補助金	約2.9億円	<ul style="list-style-type: none"> ・都市構造再編集中支援事業費補助（対象事業費の50%） ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（対象事業費の1/3）
	市債	約3.4億円	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%） ・一般事業債（まちづくりセンター、国際交流ラウンジ部分）（充当率75%）
	一般財源	約0.4億円	改革プランとの比較 + 約0.4億円
ZEB化による光熱費削減額		0.1億円/年	ZEB Ready（光熱費50%削減）を想定（4年程度で一般財源分を賄える）

【第1ステップ】

取組	項目	効果額	備考
公共施設の集約・複合化	管理運営費用削減	約0.29億円/年	賃借料の皆減及び延べ床面積削減による減 ※自転車駐車を現状維持とした場合約0.39億円/年
公共施設のZEB化	光熱費削減額	約0.1億円/年	ZEB Ready（光熱費50%削減）を想定

【第2ステップ】

取組	項目	効果額	備考
跡地活用① ※まちセン・ 公民館（3,227㎡） ・児童館（378㎡）	売却	約9.7億円	想定価格270千円/㎡と仮定 （改革プランの算定方法と同様）
	税込見込み	約0.38億円/年	跡地活用後の固定資産税・都市計画税（土地・建物）及び市民税
跡地活用② ※まちセン・ 公民館（3,227㎡） ・児童館（378㎡）	定期借地	約0.29億円/年	土地価格の3%で試算（市有財産条例施行規則第16条2項） ⇒34年以上で、売却よりも効果額が多くなる
	税込見込み	約0.36億円/年	跡地活用後の固定資産税・都市計画税（建物）及び市民税

効果額【第1ステップと第2ステップの合計】

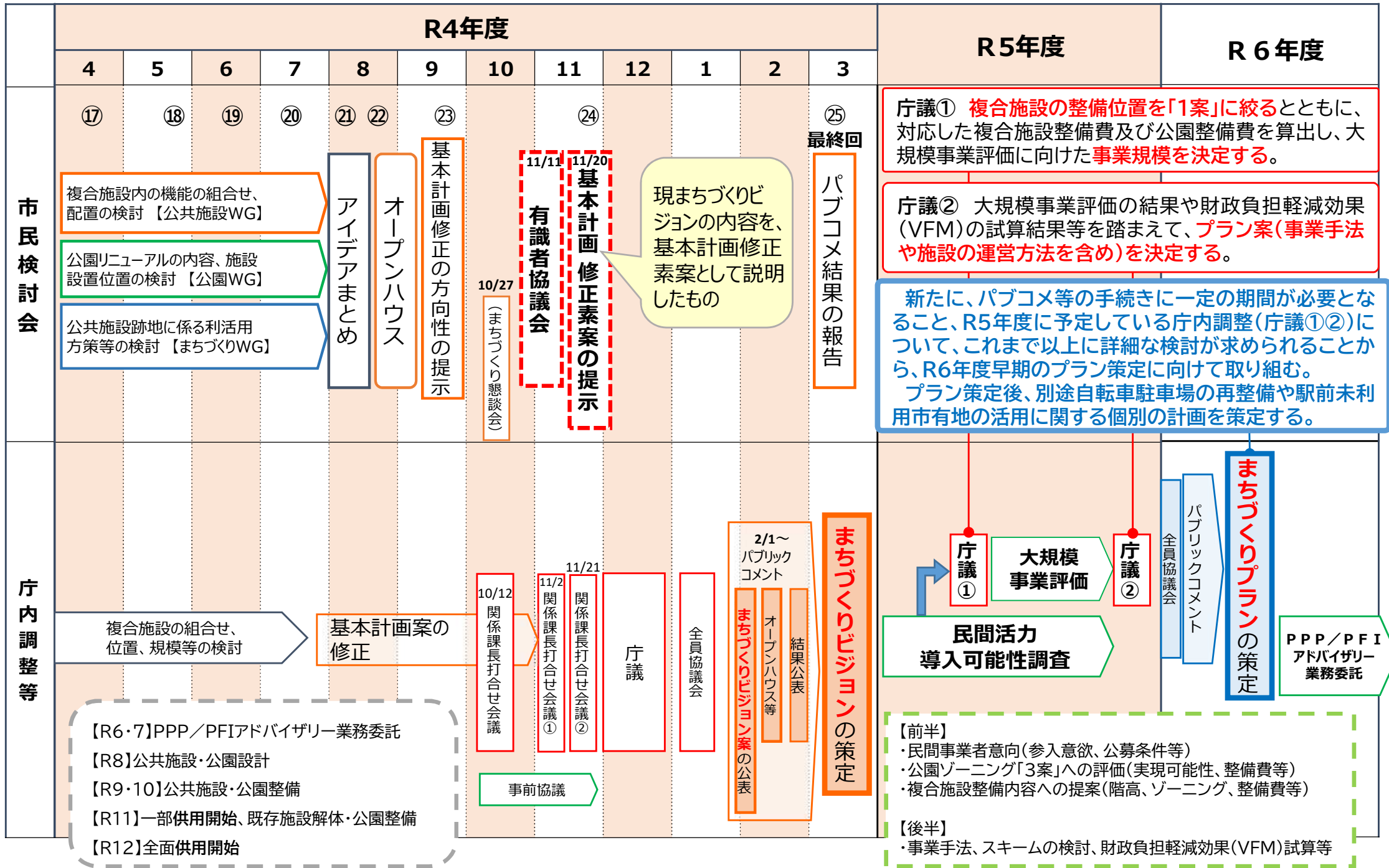
①売却の場合 約0.77億円/年 + 売却益約9.7億円

②定期借地の場合 約1.04億円/年

※本事業は、老朽化した公共施設の課題を解消し、利用者の利便性の向上や将来コストの削減を図るとともに、シティーセールスやシビックプライドの向上効果も期待される。

※上記以外にも、自動車駐車場（公園・公共施設）の有料化及び自転車駐車場敷地の高度利用による歳入の増加も見込むことができる。

（注）効果額は試算であり、確定したものではありません。



(仮称)淵野辺駅南口周辺まちづくり連絡調整会議
(作業部会を構成する各課・機関を所管する課長級等で構成)

座長:都市計画課長 副座長:公園課長、生涯学習課長

※次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりを進めていくため、各作業部会の検討内容を連絡調整会議において情報共有を図り、事業全体の調整を行う。

※最終的な意思決定は庁議で行う。

※**ビジョン**策定後は、各施設所管課等において、スピード感を持って取組を推進する。

まちづくり作業部会

- **都市計画課**
- アセットマネジメント推進課
- こども・若者支援課
- 路政課
- 中央区役所区政策課
- 大野北まちづくりセンター
- 生涯学習課(大野北公民館)

未利用資産
活用・調整会議

公園作業部会

- **公園課**
- スポーツ推進課
- 生涯学習課

複合施設作業部会

- **生涯学習課**(大野北公民館)
- アセットマネジメント推進課
- 国際課
- こども・若者支援課(青少年学習センター)
- 中央区役所区政策課
- 大野北まちづくりセンター
- 図書館(視聴覚ライブラリー)

※連絡調整会議・作業部会は、表記のコアメンバーを中心に、必要に応じて関係課を加えて開催

第9回 決定会議 議事録

令和4年12月16日

1 情報システム標準化について

【市長公室DX推進課】

(1) 主な意見等

(財政局長) 国がAパターンBパターンと示した意図はあるのか。

(DX推進課長) 移行方法として2パターンが考えられ、どちらが良いかは自治体ごとに検討してもらいたいという説明である。総合評価一般競争入札を実施する方法と現在のシステムを改修してバージョンアップする方法のどちらかが考えられると示されたもの。

(財政局長) 競争性の観点からも随意契約を控える方向性であるが、国はAパターンの方向が良いと滲み出ししていないか。

(DX推進課長) Aパターンを基本とすることはなく、実情に応じた手法を選択することになっている。Bパターンにおいても、随意契約ではなく、既契約の契約変更である。ただし、契約満了まで期間が残っている中で、改修と期間延長をするというのは、随意契約と言えなくもない。20業務の内17業務について、令和7年度の標準化時点で契約が残っているが、生活保護システム、保育システム及び就学支援システムについては、単年度で契約しているため、競争性を持たせることも含めて検討してまいりたい。

(財政局長) システムごとにパターンを変えられるのか。

(総合政策・少子化対策担当部長) 基本はBパターンで進めたいが、関係各課と調整している中で、一部からは、現在のシステムは不具合などあることから、新たなシステムを希望しており、検討しているところである。

(財政局長) 手法を比較することに庁議が必要か。比較した資料では、Bパターンのデメリットに、現行事業者に不満がある場合とあるが、そこが改善されれば、AもBも不具合などの不満はない。本件は、基本の手法をBパターンにしたいという提案で良いか。

(総合政策・少子化対策担当部長) 調整会議でも上部会議へ付議しなくても良いのではないかという意見もあったが、金額が大きいため決定会議へ付議された。

(財政局長) 方向性を定めるといふことなのだろう。契約期間の途中に違約金を払う必要はなく、Bパターンで良いと考えている。

(財政担当部長) 違約金は国が全額払うという話もあったが、実際に全額出してくれるのか。

(DX推進課長) 全国的に違約金が明らかになっていないこともあり、国からは、違約金について具体的に明示されていない。本市においては、違約金が約7億円になると積算している。満額負担となるように要望しているが、Bパターンであれば、違約金が発生しないため、その方向で考えている。

(財政担当部長) 資料の中に、イニシャルコストに係る本市の補助金額が9.3億円とあるが、具体的に説明いただきたい。

(DX推進課長) 基本方針の中で示された計算式で積算したところ、9.3億円になる。これは違約金ではなく、開発等に係る費用への補助金である。

(財政担当部長) いずれのパターンでも補助があるということか。

(DX推進課長) そのとおりである。人件費などには充てられないが、委託費などに充てることが可能である。

(総合政策・少子化対策担当部長) システム開発費は60億円程の見込みである。

(財政担当部長) 国としては、システムの標準化を進めるために法律を制定し、義務的に進めるので、自治体の負担軽減を考えている。財源について、しっかりと手当することを

想定して制定された法律だと認識している。当然、費用の掛からない方法が良く、全国的にも総じて費用が掛からない方が良くとなった際に、本来はAパターンが好ましいとしても違約金を国が負担するとすれば、相当な費用が掛かるのでBパターンも考えられる。契約更新のタイミングが合わない自治体もあることから、Bパターンも示されたのだと思われ、本市もBパターンで良いと考えている。システムを切り替えることが目的ではなく、切り替えた10年後にシステムの標準化の効果を得られれば良い。Aパターンの場合、10年後に随意契約することになっているが、10年間の契約というのは、何か決まっているのか。

(DX推進課長) 開発費を平準化するために、当初は10年間で契約し、例えば60億円であれば、6億ずつ10年間で開発費を払うことを想定している。

(財政担当部長) 20年の契約にはしないのか。

(DX推進課長) 20年にすることも可能である。

(財政担当部長) 平成30年にHOSTコンピューターから現在のサーバー契約に変更しているが、どういうものか。

(DX推進課長) HOSTコンピューターは据え付け型であり、そのHOSTコンピューターの中でシステムを作るので、その20業務全てが一つのメーカーに決まってしまう。サーバーであれば、どこのメーカーが作っても良く、平成30年度にHOSTコンピューターからサーバーに入れ替えた際に、もともと1社だったところが、今では10社になっている。マルチベンダー化とも言われている。

(財政担当部長) それらのシステムは、標準化に近い設計であるか。

(DX推進課長) 平成30年に見直され、当時に標準化の考えはなかったが、それに近い形となっている。

(財政担当部長) 旧来の指定都市はHOSTコンピューターであったが、本市はそうではなかったということか。

(DX推進課長) 例えば外字についてもその時に整理をしており、標準準拠システムに近いものとなっているが、完全には一致していない。標準化することで10年20年と経過するほど効果が大きくなる見込みである。

(市長公室長) 他市がBパターンを選んでいる理由は、契約期間中だからという理由か。

(DX推進課長) 令和7年度末までにしっかりと移行させるというところが大きい。契約解除によって違約金が発生することが大きな理由という自治体もあるが、令和7年度末までに安全な方法で必ず終わらせたいという理由が大きいと認識している。

(市長公室長) 先ほども意見があったが、一部のシステムはAパターンでいくということによろしいか。

(DX推進課長) 変更したいとの意向である。複数のベンダーを調査し、結果的に現在と同じベンダーになる可能性もあるが、幅広く可能性を探ってまいりたい。

(市長公室長) 本件の提案としては、全てBパターンで対応するというように思われるが、どう考えているか。

(DX推進課長) 原則としてBパターンで取り組んでいきたいと考えている。一部のシステムについて、入札を実施したとしても、落札されない可能性も懸念される。また、仕様の作成や入札の手続きの準備に時間がかかってしまい、移行が間に合わないということもありえる。今は職員数を増やさない想定でいるが、場合によっては注力をしないと期限に間に合わないこともあるので、必ずAパターンにするかは、システム別に検討し、早めに決めなければいけないと考えている。

(市長公室長) 一部をAパターンにするのは、余計に費用が掛かるのではないか。

(DX推進課長) そのとおりである。原則、費用が安くて安全な方法で実施してまいりたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

2 国民健康保険出産育児一時金の改定等について

【健康福祉局保険企画課】

(1) 主な意見等

(財政局長) 今回庁議では何を審議するのか。出産育児一時金の 50 万円については、全国一律の制度であり、金額を変更することは難しいと思われる。後段の国保の財政運営においては、税率の変更についても庁内で議論されていると承知しているが、税率を据え置くことについて、これまで庁議で諮られたことはないと認識している。税率を上げず、基金を活用するというのであれば、それで問題ないと考えている。ただし、今後も不足額を国民健康保険税で賄うというのは、加入者のことを考えても国民健康保険の構造そのものが問題であることから、県内市町村などで統一した考え方を示す必要があると認識している。このままでは永遠に引き上げ続けなければならない、10%ずつ上がる保険は他にはなく、他市とも考え方を擦り合わせしていただきたい。また、資料の中で「基金残高の目安を設定し」とあるが、現在目安が何%に定められているのか。本市に当てはめた場合はいくらになるのかを示す必要がある。最後に、今後の適正な保険税率の改定についても示す必要があると考えている。

(保険企画課長) 基金のあるべき姿という議論ではないが、県の制度として、基金に一定額を積むことによるインセンティブがある。令和 4 年度の例では、調定額の 5% の額を基金に積んでいけば、約 2,500 万円がインセンティブとして交付される。調定額の 5% は、本市だと 8 億円弱になるうかと思うが、一つの目標になると考えている。

(財政局長) それは歳入の交付金の算定について加点されるということか。

(保険企画課長) そのとおりである。

(財政担当部長) 国保の財政運営について、当局が予算として一般会計から繰り入れるための理屈が必要である。今までの赤字繰入を解消した経緯も承知しているが、国民健康保険の在り方については、一般会計から負担するという考えを示し、今までとは異なり、新たに基金に積み立てる理由を整理する必要がある。その上で、当局は必要な財源を確保するものである。今回の審議事項は、令和 5 年度は現行税率を維持するという。また、今後、基金への積立についてであり、そこは引き続き検討いただき、何らかの形として示す必要がある。

(財政局長) 一般会計から赤字補填をせず、一度基金に積み立ててから拠出すれば、赤字繰入には該当しないという説明だったが、本当に問題ないのか。インセンティブである交付金について、結果的に返還することにはならないか。その確認はしていただきたい。

(保険企画課長) 一般会計からの繰入金にはいくつか種類があり、その中で基金積立という項目がある。それは赤字ではなく、決算補填等目的というカテゴリーであり、今回検討にあたって県の担当者などには確認している。

(財政局長) 今の説明でも疑問が残る。基金の目的が、国民健康保険の健全な運営のため必要という理由があり、1年後の赤字を先食いして基金に積み立てているというイメージにならないように整理していただきたい。

(総合政策・少子化対策担当部長) 今回の現行の税率の維持というのは、物価高騰ということもあり賛同している。ただし、今後はどうしていくのか。今回は基金で対応するが、受益者負担として、加入者に負担を求める必要もある中で、今後の考え方など国民健康保険運営協議会から意見をもらうことは検討しているのか。

(生活福祉部長) 国民健康保険運営協議会には、出産育児一時金について諮問するが、来年度は税率を改定しないことを報告する予定である。その後については、また来年の状況を踏まえて検討しなければならない。予断するわけではないが、おそらく税率は改定しないといつまでも追いつかない。そのため、現在の国民健康保険の加入者は減り、医療費は増えていくという基調を踏まえると、税率を引き上げる議論は避けられないと考えている。ただし、基金の活用と、どの程度引き上げることが適切なのかは、改めて

来年度に議論する必要がある。

(総合政策・少子化対策担当部長) 来年にならないと見えないところもあるかと思うが、仕組みづくりなど、準備しておく必要がある。

(市長公室長) 県への納付金額について、仮係数となっているが、確定係数は今後出るのか。差が出た場合は、また金額が変更になるのか。

(生活福祉部長) 昨年度は1月に確定係数が示され、仮係数に基づく納付金から約1億円減額となっている。

(市長公室長) 下がることもあるのか。

(保険企画課長) 県からは下がることも上がることもあると言われているが、昨年度は約1億円下がっている。

(市長公室長) 5%以上引き上げるのが難しいというのは、決まりがあるのか。

(保険企画課長) 決まりは特にない。収支に合わせて税率を検討しなければいけないので、5%を超えてはいけないということは無い。

(市長公室長) 使用料や手数料は1.3倍という激変緩和措置があるが、そういう制限もないのか。

(生活福祉部長) 例えば、10%引き上げなければ、今後運営できないということであれば、そういう数字も現実的にはありえる。

(保険企画課長) 改定率はあくまでも平均なので、上がる人はそれ以上に上がってしまう。

(生活福祉部長) 実際に5%引き上げた今年度では、収入が高い人は10%程度上がったの人もいる。また、低所得で、軽減措置のある人などは、1%ぐらいしか上がっていないという状況である。

(市長公室長) 令和3年度と令和4年度の県への納付金がそこまで増えていないのに、5%も引き上げた理由は何か。

(保険企画課長) 令和4年度は1人当たり納付金では5.5%の上げ幅である。被保険者数が減っており、1人当たり納付金で言うと5.5%上がっているなので、これはかなり上がったという印象である。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

3 (仮称) 駐車場ビジョンにおける基本計画・整備計画部分の策定について

【都市建設局路政課】

(1) 主な意見等

(財政局長) 現在、駐車場ビジョンの基本計画と整備計画の策定について、法定計画という説明があったが、新たに位置づけられたものか。

(土木部長) 駐車場整備計画が法定計画である。当計画は以前からあるもので、今回も示している整備目標量を定めていた。それに基づき、小田急相模原地区を除く市営駐車場の整備を進めてきたところである。従前の計画では、整備目標量を定めるということが一番の肝であったが、今回の駐車場ビジョンでは、既に現況整備台数が将来の駐車場需要を上回っていることから、整備目標量は定めないこととしている。

(財政局長) 既存の計画を駐車場ビジョンの整備計画部分に置き換えるということか。

(土木部長) そのとおりである。

(財政局長) 駐車場ビジョン全体の中で目標などは何もないのか。

(土木部長) 数値的な目標はない。

(財政局長) 成果指標を立てて、それに向かっていく計画ではないということか。

(路政課長) 整備台数が駐車需要台数を超過している状態であり、駐車需要台数に近づけるため減らすことになるが、台数まで詳細に決めていない。

(財政局長) これから橋本地区と相模原地区は状況が大きく変わっていく中では、この計画の基本路線に基づいて必要なところは変更していくのか。

(土木部長) そのとおりである。例えば、橋本地区については、今後の開発を見込んで床面積等を試算したところ、駐車場の需給は、既に余剰が発生している状況であり、これから新たな駐車場を設置することはないと思われる。

(財政局長) 月極駐車場は、公共の駐車場でも運営しているところもあり、法的にも問題ないという認識でよいか。

(土木部長) 都市計画駐車場としての位置付けでなければ、問題ない。現在相模大野地区については、試算では、相模大野立体駐車場を都市計画駐車場としての位置付けを見直しても、需要を超過していることから、都市計画の変更を検討している。

(総合政策・少子化対策担当部長) 都市計画駐車場とそのほかの駐車場は何が違うのか。

(土木部長) 必要な駐車場として確保しなければならない部分が、都市計画駐車場である。駐車場需要がないということが見極められなければ見直しはできない。

(財政担当部長) スケジュールの確認であるが、今回基本計画と整備計画を先行する理由を伺いたい。

(土木部長) 経営戦略部分を策定するにあたり、まず基本計画と整備計画が固まらなければ、経営の方針を立てることができず、パブリックコメントや議会の手続きを踏み、内容を固めた上で、経営戦略を策定したいと考えている。

(財政担当部長) 公営企業としてあるべき健全な経営を行うため、経営戦略は早急に策定する必要がある。経営戦略策定に向けたスケジュールを伺いたい。

(土木部長) 現在、駐車場ビジョン検討委員会を第3回まで開催しており、第4回と第5回では、駐車場ビジョン検討委員会に経営についても部会という形で進めてまいりたい。

(財政担当部長) 令和5年7月までにまとめるということか。

(土木部長) 最終的に6月に取りまとめることを想定しているが、スケジュールについて委員とも議論を進め、いつが適切か意見を伺いたいと考えている。

(財政担当部長) 橋本地区については、土地地区画整理事業が予定されており、駐車場整備地区の拡大は、そのスケジュールに合わせて検討するということが。

(土木部長) そのとおりである。予定されている土地地区画整理事業と同じタイミングで都市計画決定の変更を想定している。7月頃に駐車場ビジョンが完成したとしても、場

合によっては公表の時期が延びる可能性もある。

(財政担当部長)基本計画と整備計画に従って、これから拡大する区域を決めていくのか。

(土木部長)基本計画と整備計画を基に、都市計画課が都市計画変更ということで、都市計画審議会に諮ることになる。

(財政担当部長)相模大野地区は月極駐車場など検討するとなっているが、いつまでに検討するのか。

(土木部長)相模大野も整備計画が策定されれば、都市計画決定の手続きが可能となるが、橋本と同じタイミングで都市計画決定の変更手続きを想定している。それも合わせて手続きに必要な予算を要求している。

(市長公室長)基本計画部分にある基本方針には「将来の変化に対応する空間として有効活用」とあるが、これは具体的にどういうイメージなのか。

(土木部長)駐車場のみではなく、駐車場以外の活用も検討してはどうかという意見があり、有効活用を考えている。

(市長公室長)具体的には、例えば、空間を利用して、屋内の子供の遊び場を整備することもありえるのか。

(土木部長)そういったものも考えている。ただし、駐車場そのものの建築上の構造があり、そこは考慮するが、そういった意見もいただいている。

(市長公室長)対象は、相模大野立体駐車場になるか。

(土木部長)そうなると思われる。

(市長公室長)相模大野立体駐車場の1階部分に交通広場があるが、その扱いはどうなるのか。

(路政課長)そこはバス会社との調整が必要であり、基本的には残す方向である。

(土木部長)都市計画駐車場の位置付けを見直しても、そのまま残ると思われる。

(市長公室長)市議会も含め、従前から観光バスが利用できるようにして欲しいという意見が多く、検討いただきたい。

(土木部長)現在、交通施設広場は企業が主に利用しており、交渉する必要がある。

(市長公室長)駐車場ビジョンにおいて、観光バスの駐車場所についても検討いただきたい。

(土木部長)基本方針2の施策で検討するものと認識している。この部分については、委員からも、どういうまちづくりかを捉えながら、施策を進める必要があるという意見をいただいている。

(市長公室長)特に橋本駅南口は、自然と都市がミックスしているという特色があり、中核になる場所であることから、よく検討いただきたい。

(市長公室長)起債の償還状況はいかがか。

(路政課長)償還が終了しているのは、相模大野立体駐車場、相模原駅自動車駐車場、橋本駅北口第1自動車駐車場である。橋本駅北口第2自動車駐車場は来年、小田急相模原駅自動車駐車場が令和9年、相模大野駅西側自動車駐車場が令和14年に終了する予定である。

(市長公室長)単年度収支では相当な黒字だが、起債の償還により赤字になると認識している。償還が終了すれば、収支が改善されると思われる。例えば、月極駐車場に変更となれば、収支状況も変わるだろう。

(土木部長)償還が終了し、収支が改善されれば、民間への譲渡等も検討しなければならない。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

4 脱炭素社会推進加速化事業の実施について

【環境経済局ゼロカーボン推進課】

(1) 主な意見等

(財政局長) いやしの湯の休業は、一定期間で、すぐに営業再開できる見込みか。

(緑区役所区政策課長) 通常通りに入札されれば、休業は10ヶ月だと見込んでいる。

(財政局長) バイオマスボイラーを導入しても、1年後にはオープンできる計画ということか。

(緑区役所区政策課長) 中規模改修と合わせて概ね10ヶ月あれば問題ないと思われる。

(財政局長) バイオマスボイラーに係るイニシャルコストは示されているが、必要な貯木場やチップの生産コストについて伺いたい。貯木場や防音設備の費用や、チップ生産等のランニングコストなど、どれだけの費用が必要なのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 事業者がチップを生産した場合はチップ1t当たり1万5,400円で試算しており、この部分に市の負担はない。防音壁の設置費用は約3,600万円で積算している。また、津久井クリーンセンターなど、市有地を貸すという考え方も必要だと考えている。経費については、基本的に民間事業者が負担するものであり、チップの生産経費などそれぞれ市が負担するものではないと認識している。

(財政局長) 問題ないということか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 市の負担が無いように進めているが、負担が発生するとすれば、チップの生産場所に津久井クリーンセンターを貸す場合、市が約3,600万円で防音壁を設置することになる。チップ生産に係る経費など防音壁以外の経費については、市は負担しない。

(財政局長) チップの生産業者は1社のみか。

(ゼロカーボン推進課長) いくつかの業者とやり取りをしており、市内業者は1社ということである。

(財政局長) 事業費は、今回示された経費を超えることはないか。

(ゼロカーボン推進課長) 最大限経費として示しているものであり、事業実施できると認識している。

(財政担当部長) スケジュールには貯木場確保とあるが、これは市が用意するものか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 市が用意する場合を想定して資料には記載した。

(財政担当部長) 市が用意する場合、候補地はあるのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 決まっていない。本来は事業者が貯木場を用意するものと考えている。ただし、市の未利用地の活用として、例えば津久井クリーンセンターの一部を使用する可能性はある。貯木量がどれくらいになるのかについて、事業者とも打合せを進めており、3,000㎡程度の広さが必要になるという話もあり、今後精査していく。

(ゼロカーボン推進課長) 貯木場については、林業者がそれぞれ土場を有しており、そこで半年間乾燥させ、津久井クリーンセンターに持ち込むという手法で考えている。ただし、現在は531tと見込んでいるチップの消費量が、今後増えていくということであれば、林業振興の観点から、市の遊休地を、目的外使用か貸付かは別としても、収益を得ながら林業振興に役立たせるという考え方もあると考えている。

(財政担当部長) 津久井クリーンセンターを事業用地として貸すことと目的外使用について、どのように整理しているのか。市の事業として使用するために、津久井クリーンセンターの用地を目的外で使用させるのは馴染まないのではないかと。まだ目的外使用かどうか判断できる状況にはない。いずれにしてもその土地を提供するという趣旨だと理解しているが、手法はよく検討していただきたい。

(総合政策・少子化対策担当部長) 公共施設等への太陽光発電設備の設置という事業につ

いて、湖月荘跡地の他にも想定しているのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 学校校舎の屋上や未利用地に太陽光発電設備を設置する事業であり、その中の未利用地の一つの候補として湖月荘を挙げている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 湖月荘の面積を伺いたい。

(公園課長) 1.3ヘクタール程度である。

(総合政策・少子化対策担当部長) その全てに太陽光発電設備を設置するのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 全部ではなく一部を広場にする予定であるが、今後地域と住民との調整が必要である。

(総合政策・少子化対策担当部長) 今後、地域住民との調整について、庁内でも議論しながら、まずは方向性や考え方などから示すのが良いのではないかと。

(公園課長) 方向性について、神奈川県から概ね了承いただいた。地域住民との調整については、慎重に対応すべきと認識している。

(財政局長) 事業としては、公共施設等への太陽光発電設備の設置であり、まだ想定段階ではあるが、湖月荘が候補地と整理したのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) そのとおりである。

(公園課長) 当課としては、今後、未利用資産活用検討フローに基づいて進め、活用については、ゼロカーボンに推進課に融通するのではなく、フラットに検討してまいりたい。

(総合政策・少子化対策担当部長) 事業用地は緑区が望ましいのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 緑区が望ましい。輸送に時間も掛からず、CO₂の排出も抑えられる。

(市長公室長) 湖月荘について、資料には跡地の取扱いとして用地の一部に広場等整備するとあるが、これから調整するのではないかと。

(公園課長) 県との調整の中で、覚書に当時の県知事印が押してある以上、取組の方向性は良いが、全く変わるようでは好ましくないとのことであり、広場等を整備した方が良く考えている。ただし、まだ地域住民に何も説明していないので、具体的な整備内容や方針については、これから検討してまいりたい。

(市長公室長) 庁議の資料の中で、「広場等を整備する」、「内容等は今後地元と調整し決定」と記載されていると、この「広場等の整備」が市の方針として決定されていると捉えかねない。「広場等の整備」ということが独り歩きしてしまわないよう「広場等も含めて、今後、未利用資産活用・調整会議等で決定していく」など、資料の修正をお願いしたい。

(市長公室長) バイオマスボイラー導入事業において、事業者は公募するのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 最終的には、事業実施が可能な事業者がいれば公募という形も考えられる。事業者の不安を解消し、条件を設定して、公募していくという形が望ましいと考えている。

(市長公室長) 条件はいつまでに決めるのか。

(ゼロカーボン推進課長) 令和6年度早々には、業者の選定が必要だと考えている。ただし、その前に原木の回収が必要になるため、令和5年度の末には林業者と調整を始め、実際にチップを生産する事業者とは令和6年度から動き始めるというスケジュールである。

(市長公室長) 公募の時期はいつか。

(ゼロカーボン推進課長) 公募の対象範囲による。津久井産材を使うことを条件にすると、森林政策課を通して林業者と話ができるが、そこを除外するのであれば、チップの生産ということになり令和6年度からである。林業者との調整までコミットするのであれば、令和5年度中から進めていかなければいけない。

(市長公室長) 予算が確定できないことから、ある一定のタイミングで市として条件を決定し、公募する必要があるのではないかと。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 市の用地を全く利用せずに事業実施が可能であ

れば、そのように進めることができるが、場所を提供することになれば、その方向で進めていくことになる。

(市長公室長) 時期について、よく調整していただきたい。

(市長公室長) 国の交付金における環境省との調整では、貯木場やチップ生産体制が決定していなくても問題ないのか。

(ゼロカーボン推進課長) 5年間の計画であり、何をやるのか決まっていれば、提出は可能である。

(市長公室長) チップの生産体制が決まっていなくても、提出は可能ということか。

(ゼロカーボン推進課長) さがみはら津久井産材を活用する方向性で林業者と調整している。国に対しても説明をしており、概ね了承いただいている。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

- ・庁議の意見を踏まえ、資料等を一部修正すること。

5 「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりビジョン～鹿沼公園・公共施設再整備に向けて～」の策定について

【都市建設局都市計画課、環境経済局公園課、教育局生涯学習課】

(1) 主な意見等

(財政局長) これまでの説明では、平成 29 年度に策定しようとした基本計画(案)は、その修正を行ったものであるから、今回も基本計画として作成するという事だった。今回、ビジョンとして策定する提案だが、平成 29 年度基本計画(案)は廃止するという事ではないか。

(都市計画課長) 平成 29 年度基本計画(案)を廃止するという決定はしていない。平成 29 年度基本計画(案)を基にして修正してきた中で、今回庁議に諮るにあたり、ビジョンという名称に変えた形で策定していきたいと考えている。

(財政局長) 今後基本計画相当のものを別に策定するというのは紛らわしい。平成 29 年度基本計画(案)は廃止して、新たに策定した方がよいのではないか。

(生涯学習課長) 平成 29 年度の基本計画(案)は、案として決定していたが、その後、パブリックコメント等を実施し、様々なご意見があったことから、再検討を行ってきたものであり、そもそも策定には至っていない。

(まちづくり推進部長) 当時の名称は「淵野辺南口周辺公共施設再整備・地域活性化基本計画(案)」であり、経緯として残すことを考えている。

(財政局長) そこのところ为抓手と整理されていけばよい。市民検討会の委員に、どのように説明していたかにもよるが、平成 29 年度に策定しようとしていた基本計画(案)を新たに策定するという説明をしていると聞いていたので、市民検討会への説明も含めて、混乱が生じないように整理しておいてほしい。委員には、自分たちが検討を進めてきたものの内容が大きく変わって欲しくないという思いがあると思うので、平成 29 年度の基本計画(案)は策定に至っていないということであればよいが、そこは为抓手と説明しなければならない。

(総合政策・少子化対策担当部長) 令和 5 年度に大規模事業評価が予定されており、事業費などが公になっていくであろう。今回のまちづくりビジョン策定後は、複合施設の導入機能を整理し、整備位置について 1 案に絞り、事業費を精査するなど、詳細検討を行うものと承知している。図書館やまちづくりセンターなどの施設所管課がどう考え、どうしていきたいのかという点もしっかり議論して進めてもらいたい。また、大規模事業評価については、委員あつての評価であると認識しているので、円滑に手続きを進めることができるよう、引き続き、情報共有をお願いしたい。

(市長公室長) 将来的に策定する予定のまちづくりプランにおいて、「銀河のまち」、「北口との繋がり」といった点も整理をお願いしたい。加えて、少子化対策検討会議の中で、少子化対策として子どもの居場所づくり施策の 1 つに公園を活用していく考え方も打ち出しているため、そのあたりの考え方の反映もご検討いただきたい。今回の取組は、当初は市の経費を掛けずに、売却等で賄って実施するという考えを基本としていた。今回、一般財源が発生し、経費が生じるであろうということなので、なるべく費用を掛けないよう努力、工夫した点を整理しておいてほしい。また、引き続き、可能な限り、売却や有償貸付などの跡地活用の努力や工夫をお願いしたい。

(2) 結果

原案のとおり上部会議へ付議する。

以上